## 平成30年 第4回(定例) う き は 市 議 会 会 議 録(第3日)

平成30年6月19日(火曜日)

#### 議事日程(第3号)

平成30年6月19日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第 2 議案質疑(議案第44号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第52号、議案第43号)

日程第3 議案の委員会付託

# 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第 2 議案質疑(議案第44号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第52号、議案第43号)

日程第3 議案の委員会付託

Н	出席議員(	(14名)
ш	////////////////////////////////////	/

1番	佐藤	茂和君	2番	組坂	公明君
3番	佐藤	裕宣君	4番	野鶴	修君
5番	竹永	茂美君	6番	岩淵	和明君
7番	鑓水	英一君	8番	熊懐	和明君
9番	中野	義信君	10番	佐藤	湛陽君
11番	上野	恭子君	12番	伊藤	善康君
13番	江藤	芳光君	14番	櫛川	正男君

## 欠席議員(なし)

## 欠 員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君

記録係長 浦 聖子君

### 記録係 伊藤 諒平君

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	髙木	典雄君	副市長	今村	一朗君
教育長	麻生	秀喜君	市長公室長	楠原	康成君
総務課長	田篭	正規君	監查委員事務局長	樋口	秀吉君
会計管理者	田尻乡	<b></b>			
市民協働推進課長兼男女共	瀧内	教道君			
企画財政課長	中野田	召一郎君	税務課長	山崎	秀幸君
徴収対策室長	白石	孝博君			
市民生活課長兼人権・同利	松岡	美紀君			
保健課長	原	廣正君	福祉事務所長	梶原	康宏君
住環境建設課長	江島	高治君	水資源対策室長	瀧内	英敏君
うきはブランド推進課長				樋口	一郎君
農林振興課長兼農業委員会	松尾	正和君			
浮羽市民課長	園田	隆彦君	学校教育課長	権藤	精二君
生涯学習課長	井上	理恵君	自動車学校長	髙木	慎君
総務法制係長	宮崎	哲工君	財政係長	江藤	良隆君
水資源対策係長	高良	靖之君	文化財保護係長	江島	尚子君

## 午前9時00分開議

- 〇事務局長(石井 良忠君) 起立、礼。着席。
- ○議長(櫛川 正男君) 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日程第1. 一般質問

○議長(櫛川 正男君) 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。10番、佐藤湛陽議員の発言を許します。10番、佐藤湛陽議員。

○議員(10番 佐藤 湛陽君) 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。 それでは、時間が限られておりますので、質問させていただきます。 うきは市総合教育会議について。

平成27年は地方創生元年で、人口減少に歯どめをかけ、東京集中を解消し、東京から地方へ呼び戻すことが求められている。そこで総合戦略に当たり、教育の希望が多かったようだ。教育といえば学力を伸ばす、社会を生きる力を養う、子供が夢を持つことができる、そしてその夢を実現する行動を育てることが大事、そのために必要なのが、みずから考え行動する力、表現力、コミュニケーション能力だと言われている。次世代を担う子供の成長をなくして、うきはの将来はありません。

そこで、経験豊富な教育関係者の方々の忌憚のない意見を出していただき、今後、うきは市の教育行政のあり方の参考にするため、うきは市総合教育会議が設置された。平成28年6月15日の第1回目の会議から平成30年2月21日の会議までの全議事録を取り寄せて読ませていただきましたが、毎回すばらしい人材を外部から招聘し、市内の教育問題について真剣に、そして大変有意義な議論がなされていることを知り、まずは敬意を表します。

せっかく有意義な議論がなされても、それが教育の現場である学校や家庭に反映されなければ 意味がありません。大変もったいないことだと思います。このような意味でも、少しでも多くの 人たちにも知ってもらう必要があるのではと思われます。

そこで質問(1)総合教育会議設置要綱の中の第1条に、連携して効果的な教育行政を推進と あるが、今までどのような効果があったか伺う。

地方創生の取り組みの中で、教育の果たす役割ははかり知れないものがあります。よって、もっと多くの市民がうきはの子供たちの教育に関心を持ち、行動するように行政として取り組むべきだと思います。

そこで質問(3)会議の開催通告や内容報告は、市のホームページのみでなく、広報や防災無線などの手段を使って少しでも多くの市民に浸透していくように努力すべきと思うが見解を伺う。

平成28年6月15日に開催された総合教育会議の中に、高等学校の音楽教師である先生の話によると、十数年前は、うきはの子供は、話はちゃんと聞くし、生きる力を持っていた。しかし、今はそれも下がっている。小郡の小5・6年は感性もいいし、聞く力を持って、思考力、表現力を持っている。新宮町はパレード、コンクールを見ても新宮中学校は、高校顔負けの演技をする。大きな声で挨拶、次に何をするか自分たちでわかっている。そこで、よそに目を向けるのではなく、筑後はなぜ低いのか、なぜ新宮町や北九州はすばらしいのか、6年生は考えや行動がほぼ固まっているので、小学校1年生で音楽が理解できる取り組みはないかということでリトミック教育が大事だと思う。

当時、小郡市、久留米市は、保育園の民営化が進み、私立特有の必死に取り組んでいるところだった。その民営保育園に優秀な先生がいて、ドレミの歌から、考えさせられる体を使うリトミ

ック教育を始めたら学級崩壊が変わった。リトミック教育は、思考力、判断力、記憶力、想像力、 絵画、書道のイメージ、色、音などが身につく。要するに生きている力や感じる力は小さいとき に育つ。したがって、体験や感じることは、小さいときにやるべきである。10歳までに脳は発 達する。音楽の演奏は左脳、理数系が働き、見る、聞く、感じるは右脳が働く。リトミックのよ さで違う人を認めていく効果があるとのことだった。そこでリトミック教育について見解を伺う。

平成28年6月15日の教育会議の中で、出席者より、人口と子供の学力は相関関係にある。 子供の学力の高い地域は人口も増加しているとして、新宮町や小郡市、秋田の取り組みが指摘されていました。例として、秋田は行政の努力で教師の授業力向上に力を入れている。例えば学校が先生を選んで研修をさせたりして、授業がさま変わりし効果が出ている。行政の働きかけ、すなわち政策次第ではないか。新宮町では全国平均以上で、10点以上の差がある。ちなみに、うきは市は10点低い。コーディネーターを設置したり、現場教員の研修を年に39回したりして工夫している。

小郡市も授業充実の取り組み、授業力向上検討委員会などを行っている。ちなみに、我がうきは市でも平成29年10月25日の教育会議の中で、教育長の、よい授業をするためには、本物やよいものを先生方に見てもらわないと自分の授業の改善にはならないということで、各学校から1名ずつ小学校の英語と中学校の英語で宮若市に、また、ICTが進んでいる熊本市の視察を行っている。

そこで質問(5)有意義な議論がなされているが、先進地の事例を研究し、取り入れるものは 取り入れるべきと考えるが見解を伺う。

やはり平成28年6月15日の教育会議の中で、うきは市の学力は全国テストがスタートした 平成19年からしばらく、小学校、中学校ともに全国平均を超える年もあったが、近年は小・中 学校の学力は低下の傾向があるとのことだった。平成26年12月議会の教育長の答弁で、部活 動に関して、今後の部活動指導の課題として、生徒減少に伴う部活動の削減など、見直しが必要 な時期が来ていると考えているという答弁だった。

そこで質問(6)学力の低下は教師の多忙化、クラブ活動の過密化が指摘されているが、何か 対策は講じているのか。

以上、6点。

- 〇議長(櫛川 正男君) 答弁、髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** おはようございます。

ただいま総合教育会議について、大きく6つの質問をいただきました。最後の6点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

まず1点目でございますが、総合教育会議設置要綱第1条の効果についての御質問をいただき

ました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日に改正され、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るための地方教育行政制度の改革が行われたところであります。

うきは市でも、同日付でうきは市総合教育会議設置要綱を定め、首長と教育委員会の連携による効果的な教育行政の推進に向けた取り組みを行っております。議員御指摘の成果につきまして、主に3点述べたいと思います。

1点目は、教育行政の責任の明確化であります。従来の教育長と委員長の職を一本化することにより、教育行政の責任の所在を明確化するとともに、これまで教育委員会が任命していた教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命することとなりました。

2点目は、総合教育会議を設置したことであります。以前は首長みずから公の場で教育施策を 議論することが難しい状況にありましたが、総合教育会議の設置によって、教育委員会と首長が 教育行政について協議、調整することが可能となりました。うきは市では、平成27年7月 23日の第1回会議以降、これまで8回の会議を開催し、教育委員会とともに教育行政の方向性 について協議を重ねているところであります。

3点目は、教育大綱の策定であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会とともに教育の振興に関する施策の大綱を策定することが定められ、うきは市におきましても平成28年3月に教育大綱を策定しております。教育は、まちづくりの根幹となるものでありますので、引き続き教育委員会との連携のもと、効果的な教育行政に努めてまいります。

2点目が、市長が議長になることの問題についての御質問でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4、第2項及び第3項では、総合教育会議は地方公共団体の長が招集し、首長と教育委員会で構成すると定められております。うきは市総合教育会議設置要綱においても、会議の議長は市長をもって充てると規定しており、市長が議長になることで、現在まで問題が生じたことはないと、このように考えております。したがいまして、主催者である首長が会議を進行することが一般的であると考えているところであります。

3点目が、インターネット以外の防災無線等による会議通告や、会議の報告についての御質問でありますが、御指摘のとおり、会議の開催や会議録の公表は、うきは市の公式ホームページによって行っております。会議は原則公開であり、実際に傍聴される市民の方もおられます。また、会議終了後は、できるだけ早く議事録を調製して公開に努めております。公益的な会議であり、今後も公表に努めてまいりますが、インターネット以外の活用につきましては、他の会議での告知方法と整合を図りながら、適切な方法で行ってまいりたいと考えております。

なお、過去8回の議事録につきましては、インターネットで常時公開しておりますので、御確

認をいただきたいと思います。

4点目が、リトミック教育についての御質問でありました。リトミック教育とは、簡単に言いますと、体を使って音楽を楽しむことで子供たちの情操感覚を養うものであります。平成29年度から、豊かな心育成事業として、市内10園の保育園等にリトミック教育を実施し、その効果として、子供たちはリズム感や表現力だけではなく、集中力、記憶力、理解力など、生活面でもさまざまな成長が見られました。これを踏まえまして、平成30年度は、さらなる充実を図るため予算を増額し、豊かな心育成事業を外部へ委託し、講師による各保育への巡回指導の回数を、昨年度は各園年1回であったものを年3回にふやし、また、保育士のリトミック指導者の養成と、英語のリズムを用いたリトミック等の取り組みを進めているところであります。

5点目が、先進事例の研究と活用についての御質問でありますが、うきは市総合教育会議設置要綱の第4条では、協議を行うに当たって、必要と認める場合は教育委員以外の関係者や学識経験者から意見を聞くことができると規定をしております。これまでの会議でもいろいろな方を招き意見聴取を行ってきたところであります。学校の関係者の方もおられれば、学校関係者以外の教育関係者もおられまして、それぞれ御意見をいただいて、うきは市の教育と教育行政のあり方について参考にさせていただいた次第であります。

今後も必要に応じて総合教育会議で意見聴取を行いながら先進事例を研究し、取り入れられる ものは、適宜取り入れて参考にさせていただきたいと思っております。

## 〇議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。

○教育長(麻生 秀喜君) 総合教育会議について、6点目の学力の低下に関する教師の多忙化、 クラブ活動の過熱化についての御質問でございますが、一般的に学力低下のさまざまな要因の1 つとして、教師の多忙化や部活動の過熱化による影響があると言われてることについては承知い たしております。

これらのことにつきましては、平成30年3月に福岡県教育委員会より、教職員の働き方改革 取組指針について及び国のスポーツ庁より、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン が出されております。このうち、指針では教職員の長時間勤務の改善に関する方針が示され、ガ イドラインでは中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を 構築するという観点に立った内容が示されています。

このことを受け、うきは市教育委員会では、6月から全ての小・中学校にタイムカードの導入 を試行し、校長による教職員の勤務時間の把握に努めるとともに、今後、教職員の長時間勤務の 改善のためにさまざまな取り組みを試行し、業務の精選を図ります。

また、部活動に係る指針を作成するなど、活動の過熱化を抑制し、部活動が適切な形で実施されるよう努めてまいります。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 2回目の質問ですが、責任の明確化ということでございますが、 せんだって、竹永議員のほうから働き方改革のことでいろいろ言われましたけど、本当にこの責 任の問題は重要なことだろうと思いますので、ひとつ責任の明確化ということを常に頭に入れて から、いろんなことをやっていただきたいと思います。

それでは、第4条出席者として参加している人たちの説明分がホームページでは省略されているようだが、なぜなのか、重要な部分と思われるが、第1回目と第2回とも。1点目。

2点目、第5条に会議は公開するとあるが、事前通告、会議の議事録はホームページに掲載と あるが、パソコンやスマホを持たない人たち、特に高齢者などはどのように知ればよいのか。

3点目、どれくらいの人たち、主に市民が市のホームページを見ているか調べたことがあるか。 以上、3点。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 企画財政課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 中野企画財政課長。
- **○企画財政課長(中野昭一郎君)** 3点の御質問をいただいたと思っております。

議事録の中に説明分が省略をされているのではないかということだと思います。

議員御指摘のとおり、説明に関する部分というのは省略をさせていただいた上で、それに対する質疑応答についての議事録というような形になっております。なかなか説明の部分までとなりますと、かなり文書の量もふえてまいりますし、一般的にはそのような取り扱いで議事録の整理はさせていただいておるところでございます。会議についての議事録は、そういった形で取り扱いをさせていただいているところでございます。

それから、インターネットを見られない人たちがどのようにしてこれを知ることができるのかということなんですけども、確かにおっしゃるように、文書の量も多くなりますし、インターネットでしか広くお知らせをしていないというような状況にはなっておりますが、もし窓口に来られるようなことがあれば、閲覧をさせていただくことも可能だと思います。ただ、そういった周知というのはなされてないと思いますので、今後、そのような点も含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、ホームページにどれくらいのアクセスがあるかということなんですけども、これは 私も把握をしておりません。議事録に対してのアクセスがどのくらいあるのかというのが確認で きるかというところも、私のほうではちょっとはっきりとしたことが回答できませんので、また そのあたりについては確認をしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 説明分がホームページに省略されているということで、今、説明がありましたけど、担当のとこに来れば、どういうことを話したかという説明分はもらえますか。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 企画財政課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 中野企画財政課長。
- **○企画財政課長(中野昭一郎君)** 現在、会議録として、市で記録をしているものは、そのまま公開をしておりますので、それ以外に公開ができるものは特にございません。
- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 平成29年10月25日の会議の中で、地方創生の取り組みの中で、移住・定住は大きな課題と市長が言われておりましたが、その中で移住者の方から意見として、観光やシティプロモーションを挙げる前に、移住・定住してもらうためには教育や子育でを固めることが重要だと意見が出ておりましたが、どう思うか、市長。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(高木 典雄君)** かねがね申し上げてますように、教育は国家百年の大計と、こう申しますが、末永い取り組みが必要だろうと思います。

私は、国でも議論されてますように、我が国の再生の鍵は、教育と文化の日本独特の独自性であると思いますので、そういう視点に立ちますと、うきは独特の教育施策というのをしっかり固めて、息の長い取り組みをしていくことが重要だと、このように認識をしているところであります。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 余りもう漠然で言われたけど、もう少し具体的に言っていただけんでしょうか。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 議員御承知のように、教育大綱の中に基本的な施策として4つの大きな柱を立てております。まずは、社会を生き抜く力を養うこと、そして学力の向上、そして先ほども触れました、うきはらしい特色ある教育の取り組み、そうするとリカレント教育といいますか、生涯学習推進の取り組み、こういう4つの柱を掲げておりますので、この一つ一つをしっかり取り組んでいきたいと、このように考えております。

特に社会を生き抜く力におきましては、議員、先ほども御指摘がありましたように、私も常々申し上げてるんですが、特に若い人たち、これからうきは市を担う人たちに対して、社会を生き

抜く力とは、やはり大きく1つは、すてきな笑顔と、もう一つは、みずから考え、みずから行動する力を養ってほしい。そこには交渉能力であったり、表現能力であったり、コミュニケーション能力が求められるわけでありますので、そういうところをしっかり力を入れて教育推進を図るべきだと、常々そういうふうに思っているところであります。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) あの中で学校や教育委員会が情報を公開する手だてが十分できていないと言われてたが、なぜなのか。教育長。
- 〇議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。
- ○教育長(麻生 秀喜君) 学校が情報を十分公開できていないということは、余りないと思います。というのが、例えば教育委員会の基本的な方針でありますものはホームページに出しております。また、総合教育会議の中で外部有識者の方から、ホームページをもっと積極的に更新したらどうかという御指摘をいただきましたので、市の教育関係のホームページ、それから各学校のホームページも積極的に更新して、よりよいものにすると、そういう形で情報を発信させていただいております。
- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) せんだって、竹永議員のほうから、明石の子育て施策により、 子育ての世代の人口がふえ、税収の増加や町の元気につながっているということでございますの で、ひとつ子育ての関係はよろしくお願いしたいと思います。

それでは、5月19日のうきは市保育協会の総会に出席させていただきました。平成29年度 事業報告の中で、平成29年6月9日からことしの2月15日の間に12回に及ぶリトミックに 関する研修が行われていたことを知り、各保育園でもリトミック教育に力を入れてるなと思い、 少しほっとしたところでした。

本年度の事業計画の中にも、前年度と同じように6月から翌年2月にリトミック研修が上げられているようです。総合テーマとして、本年度も昨年同様、遊び、運動、リトミックとなっているようです。一般質問で言わせていただきましたけど、生きていく力、すなわち思考力、判断力、記憶力、創造力、色、音など、また感じる力は小さいころに育つということ、よく体験や感じることは小さいときにやるべきです。リトミック教育とは、遊びの中から自然と子供たちに無理なく身につけていくものだと思われます。

また、5月31日の子育て支援センター連絡協議会に出席させていただきました。その中でも、 やはり今年度の活動計画の中にリトミック講座が計画されていました。そこで、市長は研修会や ら公開研修会について、報告書をもらっているのか、見たかどうか、その点いかがですか。

〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。

○市長(高木 典雄君) 今、私どもは、地方創生に組織一丸となって取り組みを進めております。 この地方創生の「創」という字は「つくる」という字ですが、まさに前例にない新しい発想で、 新しいものをつくるということであります。そうなりますと、なかなかやはり感性豊かな人材で ないと、創造性を構築することは非常に厳しいという現実がございます。

そういうことを踏まえながら、特に将来を担うお子さんたちに感性を磨いていただく、創造力の力をつけて養ってもらうという意味合いでも、リトミック教育を取り組んでいるところであります。議員御指摘のように、人の脳の働きというのは10歳までということでありますので、特にこれらの年齢に達するまでに感性豊かな子供教育に努めていきたいということでリトミック教育に取り組んでいるところであります。

そういうことでありますので、定期的に保育士の先生の皆さんから取り組みの状況等について は、私も逐次報告を受けているところであります。

#### 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。

○議員(10番 佐藤 湛陽君) 研修が終わった後に、その後、各園でリトミックの研修会があってるわけでございます。その中で、私は抜粋してきたんですが、リトミックを取り入れることは決して難しいことでなく、子供たちが一生楽しめることだと改めて感じた。また、私たち保育士がリトミック研修を受けて保育に取り入れていたが、実際に何々先生が子供たちに指導している様子を見せていただき、自分たちのリトミックの指導方法の再確認となった。また、公開リトミック研修は、子供たちの姿を客観的に見ることができ、改めてリトミックのすばらしさを感じました。大変勉強になりましたということでございますが、本当に研修が終わった後、それぞれ公開研修会かな、非常に大事なことだろうと思います。

先ほどから市長がリトミック教育に関しての講師代から何からはふやすということでございましたので、いずれにしても行政のほうでももっと講師をふやすような支援をする必要があるのではないかと思います。

### 次に移ります。

うきは市でも平成29年10月25日教育会議の中で、教育のよい授業をするためには、本物 やよいものを先生方に見てもらわないと自分の授業の改善にならないということで、各学校から 1名ずつ小学校の英語と中学校の英語で宮若市に、またICTが進んでいる熊本市に視察に行っ ていますということでございますが、そこで、この視察に行った結果どうだったのか、以下、教 育長に伺います。

#### 〇議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。

**〇教育長(麻生 秀喜君)** 視察先に選びましたのは、今日的課題である小学校英語並びにICT 教育の先進的であると言われる地域に行かせていただきました。そこへ行く際には、学校の先生

もですけど、そういった条件整備にかかわる事務の先生のほうにもお声をおかけし、参加してい ただいたケースもございます。

行きまして、私ども、先生方といろいろ話して行ったんですけども、進んでいる小学校の英語だからといって、やはりそれが全ていいわけではないというふうな課題も先生方によく把握していただきました。やはり進んでいるから全てがいいということではございません。また、ICTにかかわりましても、いろんな使っている機器の問題とか、そういったところも気づいていただきましたので、私がやっぱり先生方にしっかり見ていただいて、よい点からは学び、悪い点はうきはに取り入れる際には改善していただくと、そういったことがきちっとできてきてるのではないかと思っております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 6番目に関してですが、教師の多忙とクラブ活動の問題は全国的な問題で、本市だけでは解決できないことは重々理解していますが、かといって、手をこまねいていては問題は解決しません。みんなが知恵を出し合って、小さなことでもできることをやってみることです。例えば26年12月議会の教育長の答弁の中にありましたように、生徒数も減少しているので、部を絞って複数顧問制にするなど、また、新規採用の先生には1年間部活動の顧問をさせないで専門教科の指導の研究や学級経営に専念させるなどしてみたらどうか、教育長の見解を伺います。
- 〇議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。
- ○教育長(麻生 秀喜君) うきは市の中学校は2校ございます。この中で部活動につきまして、現在、両中学校のほうにお願いをいたしまして、部活動数の削減についての取り組みを始めております。しかしながら、削減といいましても、実際、活動している子供たちもいるわけでございますので、今、両中学校では部員数が一定これぐらいになったら、その部活動について廃部ということも考えているというところを進めているようでございますので、この点は生徒のこともございますので、学校のほうに任せながら見守っていきたいと思っております。

また、新任の先生についてということでございます。うきは市のほう、新任の先生もいただいております。部活動については、今言ったような、先日の竹永議員の御質問でもお答えいたしましたが、昨年に比べて部活動の外部指導者数等もふやしております、そういった方。それから、例えば先日の青少年弁論大会に吹奏楽部が頑張ってくれましたが、そういった活動量の多い部活動については、現在、複数顧問ができております。そういう複数顧問と、また外部指導者も吹奏楽部に1名加わっていただいておりますので、そういった複数体制で現在やっているところでございますので、こういったことをさらに充実させてまいりたいと思っております。

〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。

- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 総合教育会議の経過、課題でずっと見てきましたけど、そこの中で働き方改革というのが議論されていないんですが、いずれかするかせんか、そこのところを伺いたいんですが。
- 〇議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。
- ○教育長(麻生 秀喜君) 総合教育会議につきましては、ちょっと私の管轄ではございませんが、教育委員会のほうでしたら、教育委員さん方に県のいわゆる指針が出ております。もうそれを既にお配りしております。今後、先ほど申しましたように、部活動に係る指針等を作成して、今、作成途中でございますので、そういったものについては教育委員会では議論してまいりたいと考えておるところでございます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) ちょっと今、教育長じゃなくて市長に聞く予定でございましたので、本当に外部有識者も参加して教育働き方改革について議論すべきと思いますので、その点についてどげん思うですか、市長。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 教育現場における働き方改革というのは、県からも通知が出ておりまして、大きな課題でありますので、総合教育会議で取り上げる、取り上げないというのは、ちょっとまた今後、先ほどから答弁させていただいてますように、いろんなテーマを適宜取り入れながらやっておりますので、その中で検討してまいりたいと思ってます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) よろしくお願いします。

それでは、2番の土砂災害、山崩れなどの対策について。

今年4月11日、大分県の耶馬溪町で山崩れが発生して、住民の死者が出ている。県が昨年3月に土砂災害防止法に基づき、土砂災害のときに住民に被害が出る可能性がある土砂災害警戒区域——イエローゾーンと、さらに著しい被害が出る恐れがある土砂災害特別警戒区域——レッドゾーンに指定していた。市はこれを受け、地域防災計画や防災マップの変更を進めていたと読売新聞に記載されていました。また、県は原因究明のため、国土交通省の土砂災害や地盤工学のため専門家に現地調査を要請した。現場を見た調査団によると、地下にある岩石が風化して強度が落ち、上に積もっていた土砂を巻き込んで崩れ落ちた可能性があるという朝日新聞の記事でございました。

ということで、今回の耶馬溪の山崩れは、雨のせいでも地震のせいでもなく、地下の岩石風化 による可能性があると指摘されてるようなので、住民もなかなか予想も難しいのではと思われる。 また最近、福島県の喜多方市の地割れの現象が盛んに報道されている。地元住民に避難命令が出 されたと聞く。いつ自分たちの周りで地すべりや山崩れが起きても不思議ではない。

せんだって、市長も昔の文献によって、過去にあった災害のことを話されましたけど、私なりにまとめたものです。簡単でございますが、申しますと、我が市でも宝永5年、1708年、享保5年、1720年、嘉永3年、1850年と耳納山麓で山崩れがあり、多大な被害が出ていたことが、三浦家、石田家、田主丸町史などに記載されている。また、屋形の水神社の境内にある山潮記念碑によると、昭和21年7月7日、午後から降り続いた雨は、8日未明に至って豪雨となり、西屋形部落は享保5年の山潮に遭い、227年ぶりにて三たび災害をこうむったと言われている。

そこで質問ですが、せんだってから、この災害につきましては組坂議員のほうからいろいろなことを話されましたけど、私は私なりで質問させていただきたいと思います。そこで、やっぱり昔の災害から学んだことが今までにあったと思いますので、その点を考慮しながら質問させていただきます。

- (1) 福岡県でも警戒区域の調査があっていると思うが、うきは市では危険区域の指定を受けている箇所はないのか。あるとすれば、どのように対策をとっているのか伺う。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) ただいま土砂災害、山崩れ等の対策について御質問をいただきました。 大分県中津市耶馬溪町で4月11日未明に発生した土砂災害では6名のとうとい命が奪われました。この災害は雨も降っていないのに発生し、原因については地層の間に水がしみ込んでいるため、さらには熊本地震の影響で地盤が不安定になっているためなど、いろいろと御指摘がありますが、はっきりとした原因はわかっておりません。なお、災害の発生した地区の土質は、火砕流が冷えて固まった溶結凝灰岩でありました。

その結果を踏まえて、福岡県では同じ土質の地区で土砂災害警戒区域のある地域の調査を5月末に行っております。その結果、うきは市では該当箇所が1カ所あり、この場所は土石流と急傾斜地崩壊地区にも指定されているところであります。降雨のない状態では異常は確認されておりませんが、降雨があれば危険箇所に指定されていますので、注意をしなければならないと、このように考えております。

なお、当該地区は土砂災害警戒地区にも入っておりますので、本年5月31日開催の土砂災害 警戒区域が存在する37行政区の区長さんを対象とした説明会において、土砂災害の危険性や避 難方法について説明を行ってまいったところであります。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) やっぱり情報収集、お互いにそういういろいろな課題やらを周知徹底するのが一番大事なことだろうと思いますので、ひとつそういうふうなことで周知徹底の

ほど、お願いしたいと思います。

それと常日ごろから住民は災害に遭わないためには、周知、異常気象にそれぞれが注意してお くべきではないかと思うがいかがか。これに対してどげん思うかということで。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) いや、本当に災害はいつどこで起きるかわかりませんので、そのためには備えと訓練が一番重要であります。そういう面では防災講習会等を初め、地域の皆様には備えについて、そして私ども行政としては訓練に――先日も総合防災訓練を行ったところでありますが、そういうところに力を入れているところであります。
- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 本当にいつ何事が起こるかわかりませんので、ひとつこの点は よろしくお願いしたいと思います。

それでは、3の市道路線の拡幅について。

日本精工より南への市道柳野・古川工業団地線の道路を過ぎると県道保木吉井線に出るが、点滅信号のみであり、非常に見通しの悪い交差点となっている。そこで質問、日本精工に出入りする大型トラックや社員の通勤者は、見通しの悪い交差点がある市道柳野・古川工業団地線を避けて大石小学校の通学路の道路を通っているため、登下校の児童への危険性が高い現状がある。交差点付近の道路を拡幅することにより、利用がふえ、通学路を通る頻度も減るのではないかと思われるので、児童安全性のためにも道路拡幅ができないのか。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(高木 典雄君)** ただいま市道路線の拡幅について、市道柳野・古川工業団地線の交差点付近の拡幅について御質問をいただきました。

議員御質問の交差点は、県道保木吉井線から高見西の四区で右折し、日本精工にアクセスする 市道柳野・古川工業団地線との交差点改良についての御質問であると承知しておりますが、市で は以前、交差点改良に伴う用地相談を行った経緯がございます。結果は地元同意が得られず、計 画が進んでいないというのが実態でございます。

現在、日本精工に出入りする特殊車両通行許可協議については、主要地方道八女香春線高見の 大石堰交差点及び今川通の古賀ガラス店三差路からの進入に限っております。この市道につきま しては、一部通学路として指定されており、安全性の確保を考えますと、特殊車両及び大型車の アクセス道路としては、県道保木吉井線からの進入が安全ではありますが、市道拡幅が必要であ り、用地の確保、地元同意が前提となります。以前から協議をしておりますことから、再度、地 元協議を行ってまいりたいと、このように考えております。

〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。

- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 企業誘致のときに道路の問題は話し合いで出て、解決しているのではないかと思って質問したわけでございます。ここの地元の同意が得られないということでございますけど、本当に同意が得られないということは、どういうことで同意が得られないのか、その点。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 住環境建設課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 江島住環境建設課長。
- **○住環境建設課長(江島 高治君)** ただいまの御質問でございます。地元の同意ということで、 地元からの同意が得られてなかったということでございます。

私も先輩方の話をお聞きしたところでございます。過去10年ほど前になりますということで ございますけれども、やはり日本精工が来たときにアクセス道路ということで、地元のほうの相 談をされておるということを聞いております。ただ当然、拡幅等につきましては、大事な土地の 相談があっての改良でございます。そうする中で、地元のほうからの同意が得られなかったとい うのを聞いております。

ちょっと隣接するところにお宮さんみたいなところがありまして、御神木もあるというふうな話を聞いておりまして、そういったところの状況から地元のほうからの同意が得られなかったというふうな情報を聞いておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 普通、企業を誘致する場合はやっぱり道路の確保が大事なことだろうと思うんですよ。その点、こんなにずるずる延びてるということは、ちょっと企画というかな、企業誘致に対しての問題があるんじゃないかなと思うわけですよ。本当に企業を誘致しても、地元の人、企業側、お互いがやっぱり信頼関係でいかんと、いろんな問題が出てくるだろうと思いますので、この点、早く解決してもらいたいと思うわけでございます。

それと同時に、東高見の信号には、ラウンドアバウトというか、ロータリー式の道路が計画されているので、ぜひこの道路は必ずしていただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。市長さん、再度。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 住環境建設課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 江島住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(江島 高治君)** 先ほど市長の答弁もありましたように、以前から地元の協議 をしてきたという経緯がございます。経過年数も結構たっておりますので、再度また地元のほう

と協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 円形交差点の進捗状況。
- **〇住環境建設課長(江島 高治君)** 失礼しました。高見交差点の円形交差点、ラウンドアバウトと申しておりますけれども、こちらにつきましては、現在、久留米県土整備事務所のほうで整備が進められておるところでございます。現在、一部用地の交渉のほうも入っておるというところでございまして、まだ全体的な用地買収が終わっておりません。そういったところが済みますと、次には工事のほうで整備がされていくというふうなところでございます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 本当に道路の用地の問題はたくさんあるだろうと思うわけですよ。私も聞いた話では、そこの市役所ですか、市役所に警察署があって、横にゲートボール、その道からバイパスを通って――三牟田線か、何かあそこに行く道も計画されていたようだけど、何か例えると、あんこはできちょっても、がわができてないというようなとこが結構あるんじゃないかなと思うわけでございます。そういうところがあるなら、もう少し用地買収計画、きちっと計画的なことでやっていかんと、もうずるずるしてから、もうねまった土地と言うてもいいかな、言葉が悪いけど、やっぱりそういう土地が徐々に出てくるんじゃないかなと思うわけでございます。その点、そういう土地があるかどうかを聞きたいわけでございますが、道路の用地買収計画して、途中まで計画をしとったけど、途中で頓挫しているところがあるかどうか、その点があるかどうか。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 住環境建設課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 江島住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(江島 高治君)** 市のほうで行っております道路改良につきましては、大きく 地元からの要望、それから国県道に隣接する市道の改良等がございます。

地元からの要望につきましては、現在、かなりの数のストックがございます。地元からの要望につきましては、要望に来られたときに、市道の拡幅が当然生じるということから、隣接者の同意を地元のほうから受けていただきまして、そして計画に乗せていくというふうな段取りで進めております。

それから、今、議員が申されますように、用地を確保して工事が進んでいないところがあるのかというふうなところでございますけれども、市道拡幅につきましては、今申し上げましたように、地元からの計画に伴います隣接者の同意をいただいております。ですから、事前に用地買収をするのではなく、実際予算化をして現場測量をしたときに、初めてそこで隣接者の協議を行って潰れ地の計算等を行うというふうな状況でございます。

国県道につきましては、所管が国県のほうになりますもんですから、今のところ詳細なところまで把握しておりませんけれども、必要であれば、そういったところにつきましては国県のほうと状況を共有しながら、市内のほうにそういった経過があるのかというのは、また調査をしていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 要望の要件というんですか、あれはどういうふうな要件があるのかどうか。例えば今、先ほどから課長が話したように、地元の同意を得て要望を持ってくるのか、全然地元の要望、同意なしで持ってくるものか。そこのとこの要望に対する具備する要件か、そういうのがあるのかどうか聞きたいんですが。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 住環境建設課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 江島住環境建設課長。
- ○住環境建設課長(江島 高治君) 地元からの市道要望に対する条件という御質問でございます。 現在までの流れでいきますと、まず地元のほうから要望にお見えになるケースがございます。 その折に、どういった要望なのかというのをお聞きするわけでございます。側溝整備なのか、道 路を広げるものなのか、舗装するものなのかというふうな、いろんな条件がございます。特に拡 幅等が生じますと、やはり計画に予算化をして乗り込んだときに土地の相談ができないというふ うになってきますと、なかなか改良計画も進みません。ですから、地元からそういった御相談が あったときには、ある程度の図面を見ながら、道路隣接の同意は最低でもつけていただいておか ないと、予算化をして現場に入ったときに、そこで用地交渉が進まないというふうになってきま すと、せっかくの予算化が地元に対する道路の要望もできないというふうになってきますと、いろんな整備に対する条件というのは具体的にはございません。

ただ、幅員的には4メートル、5メートル、接道がございますですから、なるべく5メートルを確保というふうなところでいっております。ただし、接道する道路が狭い場合、中だけ5メートルにするのも何かと思いますので、そういったところはある程度、現場条件によって、条件等は地元のほうと調整をしておるところでございます。

ただ、今申し上げましたように、やはり地元の道路隣接の同意というのが大前提というところで、うちのほうは地元から相談があったときに、その隣接者の同意のほうを求めておるというのが現状でございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) 最後になりますけど、企業を誘致する場合、第1に、どういう ことを考慮しながら企業誘致をしているのか、その点、伺いたいと思いますが、よろしくお願い

します。市長さん、最後。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(高木 典雄君)** 企業誘致は御案内のように、雇用の場の確保ということで、しっかり企業誘致活動に取り組んでいるところであります。
- ○議員(10番 佐藤 湛陽君) これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
- ○議長(櫛川 正男君) これで、10番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。
- 〇議長(櫛川 正男君) 次に、3番、佐藤裕宣議員の発言を許します。3番、佐藤裕宣議員。
- ○議員(3番 佐藤 裕宣君) 3番、佐藤裕宣でございます。初めての一般質問でございますので緊張をいたしております。落ちつくためにも、ゆっくりしゃべらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

通告にもありますように、大きく3項目について質問をさせていただきます。まず1項目めは、 市民から寄せられる苦情、要望、意見について。2項目めは、一般選挙投票率の低下について。 3項目めは、通告書には消防団員の確保についてとありますが、消防団について3点ほどお伺い をいたします。

それでは、まず1項目めの市民から寄せられる苦情、要望、意見についてですが、先日の選挙で私は市民の皆様の声、思いを聞いていくとの公約を掲げ、当選をさせていただきました。当然、市当局にも市民の皆様からのたくさんの声や思いが寄せられているのではないかと思います。問題は、それをどう取り扱うかでございます。

1点目の質問ですが、市民から市役所に寄せられている苦情、要望、意見等に対し、うきは市では今、どう対応されているのか、市長にお伺いをいたします。

所管の職員の対応に任せていたり、あと個別の対応ということであれば、要望を受けた職員の 判断、感性によって聞き流してしまうこともあるかもしれません。それが結果として、市民の声 が行政に反映されない、市民軽視の行政だということにつながります。逆の言い方をすれば、市 民の声に対する適切な対応が行政への信頼につながるのだと思います。

熊本市では、市民からの要望、相談事項等の記録に関する基準を定めているそうです。その目的として、組織的に対応することとし、市政に対する信頼を確保するとあります。内容につきましては、お配りしました資料にもありますように、対象者から寄せられた行政の運営に関する要望、相談、苦情等について、全て市民の声記録表に記録し、その処理状況や結果についても記録をするとしています。

また、軽微な案件等を除いては担当課長から部局長に報告、市長、副市長には電子メールによ

り送付とあります。記録文書は情報公開の対象になり、対象者の中には議員等も含まれておりますので、結果として議員などからの口ききに歯どめをかける効果も期待しているようです。

また、資料にはありませんが、定期的に市民オンブズマンによる検証を行い、その結果をホームページ上に公開しているそうです。ここまで徹底しているのは、やはりトップである市長がそれだけ市民の声を大切にしていることのあらわれだというふうに私は思います。

そこで2点目の質問ですが、うきは市においても市民の皆様からの苦情、要望、意見等を文書 化することについてどうお考えでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。よろしくお願いい たします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 答弁、髙木市長。
- **〇市長(高木 典雄君)** ただいま、市民から寄せられる苦情、要望、意見について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が市民の苦情、要望、意見について、市の対応についての御質問でありました。 窓口や電話等で各所管に直接寄せられる苦情、要望、意見については、顧客主義の考え方のもと、 説明責任を果たすべく、当該所管において適切に対応を行っているところであります。内容によ り問題点は改善し、建設的なものについては実現に向け努力をしていくようにしております。

また、郵送によるものや庁舎内に設置した御意見箱により投函されたもの、市のホームページ に送信されたものもございますので、それらにつきましては総務課から所管に引き継ぎ、必要に 応じて回答を行うなどの対応を行っているところでございます。

2点目が苦情、要望、意見の文書化についての御質問をいただきました。市に寄せられる苦情、要望、意見等、その対応につきましては、重要性、重大性などを判断の上、文書化をして情報共有を図っているところであります。市民に向けての公表はまだ行っておりませんが、広く市民との情報共有を図ることは重要であると考えておりますので、総務課広報係が所管しております郵送や、庁舎内に設置した御意見箱、また市のホームページなどで寄せられた御意見等、その対応につきましては、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、市のホームページによる公表を含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、このほかにも市民の皆さんから寄せられる多くの苦情、要望、意見などの実態を調査した上で、今後の広報、広聴のあり方について検討していきたいと、このように考えております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(3番 佐藤 裕宣君) 私がきょう、この質問をしたのは、市長が市民の声についてどのようにお考えになっているか、どのように大切にされているかということをお伺いしたかったから質問をさせていただきました。

先ほど文書化という、既にしているというお答えでありましたけども、これは熊本市のケース

のような、そういった形の情報公開の対象にもなるというような文書でしょうか。その点、お伺 いをいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(髙木 典雄君) 先ほど答弁させていただきましたように、文書化してるものについては、事の重大性、重要性を判断して文書化してますので、全てが文書化してる状態ではありません。そういう中で、きょう初めて――不勉強で恐縮してるんですが、熊本市の取り組み状況について、今、お示しをいただきました。こういう熊本市みたいな具体的な判断基準というんですか、こういうのをマニュアル化したのは、今のところ、うきは市はございません。

なお、私は以前よりこの行政文書というか、市民の皆さんからのいろんな御意見というのは、 しっかり受けとめて対応するのが私の責務と、こう思っております。問題は、それを文書化して 行政文書にするのとしないのと大きな隔たりがあるんですけども、一旦行政文書にしてしまえば、 これをどのように公表するかというのが、過去から、特に情報公開法が制定して、施行されてから、情報公開法との兼ね合いでどうするかというのが、これは地方だけではなくて、国も含めて 大きな議論になったところであります。したがって、文書化された行政文書を情報公開手続によって開示するのか、そうではなくてふだんの行政サービスの一形態として情報提供するのか、そういうふうに分けて考えたときに、いろいろ議論すべき大きな課題だと、このように認識しておりますので、そういうことも含めまして、熊本の具体的な実例のお話がありましたので、ちょっと検討させていただきたいと、このように考えているところであります。

## 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。

○議員(3番 佐藤 裕宣君) 市長がこんな要望と思っていても、要望する側にとっては切実なものであるかもしれません。また、市長と反対の少数意見であっても、その人の思いが詰まっている貴重な意見かもしれません。市民の声を大切にする、これまでもそうしてこられたかもしれませんけども、これからもより一層、市民の声に耳を傾ける姿勢を示すためにも、こういった施策の導入をお願いしたいというふうに思います。

2点目の質問に入らせていただきます。4月22日に行われました、うきは市議会議員一般選挙の投票率を見てみますと、2万4,995名の有権者に対し、投票数は1万4,775名、投票率は59.11%というものでした。浮羽町と吉井町が合併した平成18年4月23日に行われた最初のうきは市議会議員選挙の投票率は79.62%、4年後の22年が73.64%、さらに4年後の26年が62.8%、そして今回が59.11%。選挙を執行するごとに毎回下がっており、平成18年の最初の市議会議員の選挙と今回の選挙の投票率を比較しますと21.51%も今回のほうが下回っております。

有権者数を2万5,000人とした場合、平成18年の選挙に行かれた方のうち、5,000人

以上の方が今回は棄権をされたということになります。市議会議員の選挙ですので、私たち議員も市民の皆さんと密に会話を、意見を交わしていくなど、努力をしていくことが求められますが、市長が当選された28年の市長選挙でも投票率は56.1%で、合併後初17年の市長選挙に比べ20%近くも下回っています。

そこで1点目の質問ですが、わずか12年の間に投票率が20%以上も低下するという、このゆゆしき事態について、市長はどのようにお考えか、見解を伺います。

先ほど例に挙げました、市長が当選された28年の市長選挙は、18歳以上に選挙権が引き下げられた後の全国で初めての選挙で、報道等もなされまして、大変注目も集めました。にもかかわらず、若い世代の投票率が低く、この世代の政治、選挙に対する関心の低さをあらわしていると言えるとも思います。若い世代の投票率が低い理由としては、学校教育において、政治や選挙の仕組みは教えても、選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけさせるということが十分なものとなっていないということが一因であると考えます。

2点目の質問ですが、それらを身につける教育の必要性について、どのようにお考えか、教育 長の見解をお伺いいたします。

総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書において、主権者教育の重要性が提唱されています。「選挙は民主主義の基盤をなすものであり、選挙が公正に行わなければその健全な発達を期待することはできない。このことは、国民一人ひとりが、政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政権、政党の政策を判断できる目を持ち、自分の一票を進んで投票することをもってはじめて達成できるものである。そのためには、選挙時だけでなく常日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要であり」との指摘がありますが、全く同感でございます。

そこで3点目の質問ですが、投票率の低下に歯どめをかけるための啓発のあり方、今後の方策 についての市長の見解を伺います。

以上、3点よろしくお願いいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) ただいま一般選挙投票率の低下について、大きく3点の御質問をいただきました。2点目につきましては、この後、教育長のほうから答弁をさせます。

1点目が、うきは市の選挙投票率が毎回低下していることについての御質問でありますが、議員御承知のとおり、選挙における投票率は全国的に低下をしており、市民の方に最も身近な選挙であります市長選挙及び市議会議員一般選挙につきましても、選挙が行われるたびに投票率が低下をしているところであります。

特に若年層の投票率につきましては低い状況でございまして、総務省が公表しております国政選挙の年代別投票率を見ますと、平成29年10月に行われました第48回衆議院議員総選挙では、10歳代が40.49%、<math>20歳代が33.85%、<math>30歳代が44.75%となっております。全年代の投票率53.68%を下回る結果となっているところであります。

投票に行かない理由としましては、仕事が忙しく時間がなかったから、適当な候補者がいなかったから、投票所へ行くのが面倒だったから、政治や選挙には関心がないからなどが挙げられております。

御指摘のように、うきは市は全国初の18歳選挙の地であります。若年層の選挙離れによる投票率の低下につきましては、危機感を持っているところであります。改めて選挙権年齢が引き下げられた意義を若年層に向け説明に努めていきたいと考えております。

選挙啓発を担う選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会におかれましては、引き続き投票率 向上に向けた啓発をお願いするとともに、先進事例を参考に、特に若年層に向けた啓発を積極的 に取り組んでいただければと考えているところであります。

3点目が、投票率低下に歯どめをかける啓発のあり方、今後の方策についての御質問をいただきました。この御質問につきましては、基本的には選挙管理委員会の所管事項でありますので、 私から言うべきことではございませんが、選挙管理委員会事務局からの情報として申し上げたいと思います。

啓発のあり方につきましては、若い有権者の投票率や政治意識の状況等を踏まえれば、未来を担う若者に対する主権者教育をいかに進めるか、いかに意識を高めていくかが重要でございます。主権者教育は身近な問題から社会問題まで、年代や環境に応じた題材により考える力、判断する力、行動していく力を醸成する多様な取り組みが求められており、選挙管理委員会と教育委員会が連携を図りながら政治参加意識を向上するための取り組みを推進していくものと思われます。

今後の方策につきましては、高等学校だけではなく、小・中学校を対象に出前講座や模擬投票の実施、選挙啓発ポスターコンクールの実施のほか、今年度から新たに18歳を迎える新有権者に対し、選挙人名簿に登録した際に選挙啓発リーフレット及びチラシを配布するとのことであります。まずは選挙管理委員会では、教育委員会と連携した取り組みを検討していきたいとのことでありました。

#### 〇議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。

○教育長(麻生 秀喜君) 2点目の選挙に対する学校教育のあり方についての御質問でございますが、小学校第6学年の社会科の学習では、選挙の意味について、国会議員などの選挙を取り上げ、選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであること、国民や住民は代表者を選出するため、選挙権を正しく行使することが大切であることを考えさせております。中学校第3学

年の公民的分野の学習では、選挙の意義について、それが主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせます。その際、投票率が低いことが日本の選挙が抱える課題の1つであることなどを学習し、投票することの大切さを認識させます。

選挙権が18歳になったことを踏まえ、これからの小・中学校の学習では、若者の投票率向上のために、選挙に対する関心を高めさせるとともに、選挙に参加しようとする態度を育成することが重要であると考えております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(3番 佐藤 裕宣君) 1点目の、このゆゆしき事態について、市長はどのようにお考えかということに対しまして、市長も危機感を持っておられるということですので、安心をいたしました。

それから、3点目なんですけど、啓発ということとはちょっと違うと思うんですけれども、投票率の低下に歯どめをかける方策として、例えば投票証明書を発行して、それを提示すれば入浴施設が無料になるとか、あと商店街で割引特典を受けられるとか、いろんな自治体で投票率をアップさせるための試みが行われているようです。また、これらの特典をフェイスブックに公開することにより、若い世代の投票を促す取り組み等もあるようでございます。こういった取り組みをうきは市でも考えたらどうでしょうかということですが、市長、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 昨日もちょっと答弁させていただきましたが、実は4月13日にうきは市民センターの小ホールで、浮羽究真館高等学校の新入生全員に対して、ちょっと1時間ほど講演をさせていただきました。その際にも、このうきはの地が全国初の18歳選挙の地ということをしっかり御説明して、もっと身近な社会参画というんですか、地域の行事に出ていただく、あるいはもっと地元の歴史とか文化、そういうことをしっかり勉強して、ふだんからいろんなことに対して関心を持ってほしいと、こういう関心の中にいろんな疑問とか、こうなったらいいなという思いが出てくる、まさにみずから考え、みずから行動するような力を養う中で、初めて選挙というのがあるんではないかと、こんな話をさせていただきましたし、今、世界に目を向けますと、ほとんどの国が18歳選挙権でありますが、唯一、18歳より下ってるのは、16歳選挙がオーストリアが1カ国、17歳選挙の地がインドネシアとあの北朝鮮、2カ国であります。そうすると、世界的に3カ国しか、もう18歳未満というのはないわけですから、多分もうこの全国初の18歳選挙の地というのは、ほとんど揺らぐことがないのではないかと、そういうことに誇りを持って、もう少し地域に関心を持ってほしいと、そんなお話をさせていただきました。

それから、2点目は、今、国におきましては、若手国会議員からなる若者の政治参画検討チームという会合がなされて、もう既に4回ぐらい会合がなされたというふうに承知してます。毎回、その議論について承知をしてるとこなんですが、その会合の中では、今後、インターネット投票の導入を図ってはどうかとか、あるいは期日前投票所をもっと生活に身近な場所、身近な時間に設置する必要があるのではないか。そして、議員も御指摘があったように、投票に行くことに何らかのインセンティブを付与したらどうか。例えば社会人であれば半休を付与するというか、年次休暇を付与する、あるいは商品が2割引で買えるとか、あるいは18歳を選挙権お祝いとして、全てでお祝いしようかとか、そういうことが議論されてるやに聞いておりますし、最終的には若者の社会参画を促進し、政治への関心を向上させるための体制の整備を1日も早く構築すべきだと、こういう御指摘が上がっているようでありますので、そういう国の動向等を見ながら、議員の御指摘の話についても、ちょっともともと第一義的には選挙管理委員会で対処する話でございますので、市長としてもそういう問題意識を持って、いろんな場で協議をしていきたいと、このように考えているところであります。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(3番 佐藤 裕宣君) それから、2点目に関しまして、教育長にお伺いいたします。

久留米市の合川小学校の例を挙げさせていただきますと、5年生が生徒会の副会長、それから6年生が生徒会長ということで、毎年選挙を行って決めているそうでございます。一方、うきは市の小学校では、児童会はあるけども、その長については決めていない小学校、あるいは先生が指名した児童会委員による互選によって決めるなど、選挙によって会長を決めている小学校はほとんどないのではないかという、ある小学校の校長先生のお話でした。

せっかく選挙の機会があるのに、事情はどうあれ、その機会をなくす必要はないと私は思います。小学生のときから選挙を経験させて、そのときに、なぜ選挙するのかという選挙の意義、重要性というものを教えていくのも大切かと思われますが、教育長の見解をお願いいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 麻生教育長。
- ○教育長(麻生 秀喜君) 中学校につきましては、生徒会の選挙をやっております。小学校につきましては、今、議員御指摘のような状況があるというふうに思っております。貴重な御意見として承っておきたいと思います。

私、最近、他の市町村から問い合わせがありまして、改めて思ったんですが、実はうきはが取り組んでおります、子ども議会というのがございます。これは、まず一泊二日で鷹取に登りつつ、うきはについて学習し、そして壱岐のほうに行って、またそこでの体験を通して壱岐のよさに学び、このうきはと壱岐を比較して子ども議会を開いて、市長さん等に質問するというものでございます。

これが、私はやっぱり子供にそういった政治参加を意識させる非常にいいものになってるんじゃないかと改めて思ってるところでございますので、ことしも実は60名の希望する子供が参加してくれますので、こういったものもまた充実してまいりたいと、そのように考えております。

## 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。

○議員(3番 佐藤 裕宣君) 子ども議会、私も存じておりますが、大変いい取り組みだという ふうに思っております。それと同時に、私がさっき申しました小学校の会長を決める選挙、そう いうのにも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。議会初日の市長のお話の中にもありましたように、消防団員の皆さんはそれぞれに日常の仕事があるにもかかわらず、市民の安全・安心な暮らしを守るために、その仕事であるとか、時には家庭を後回しにしてまで消防団活動に力を注いでくださっています。心から敬意を表するものでございます。

そこで、消防団に関する質問ですが、約3万人の類似市町村の消防団の団員数をうきは市と比較してみますと、宮若市369名、筑前町294名、新宮町246名、篠栗町256名、対しまして、うきは市は512名であります。もちろん面積、あるいは地形等の兼ね合いもあり、単純に数だけでは比較はできないと思いますが、篠栗町の120人に1人に対して、うきは市では61人に1人の割合で団員の確保を行っていかなければなりません。人口が減少傾向にある中、あるいは先ほど申しましたように、団員の皆さん、日常の業務や御家庭もある中で、現在の団員数を確保していくとなると、団員の皆さんにかなりの御負担を強いていかなければならなくなると思います。

そこで1点目の質問ですが、消防団員の確保について、今、行政としてどのような取り組みを されているのか、市長に伺います。

団員の確保が困難なため、今、ほとんどの分団で長期在籍を強いられている団員がおられるということも耳にします。10年、20年、いつまで入っていればいいのか、先が見えないということでモチベーションの低下にもつながり、最初は行っていたけど余り行かなくなったという話も聞きました。組織としての質の低下にもつながるのではないかというふうに危惧をいたします。行政のほうで団員の数を減らすという対応策も検討されているようにも聞いておりますが、先ほども申しました、面積、地形等の問題もあり、防災上、減らす人数にも限度があると思われます。

そこで1つ提案ですが、一度退団したけども、何かあったら協力してもいいという消防団員OBの方もおられるのではないでしょうか。実際、幸いにして、そういう機会はまだないそうですが、私の知人に自称OB団員を名乗っている方も何人かいらっしゃいます。そういう方を募集して、緊急災害時に限って協力をしていただく。もちろん安全や統制の問題もありましょうから、

定期的に講習等も必要でしょうし、保険等の加入も必要になってくると思います。地域の有志の 方を募って協力していただく、消防団の方々だけに頼るのではなくて、自分たちの地域は自分た ちで守るという防災意識の向上にもつながるのではないでしょうか。

これはきのうの組坂議員の質問に対する市長の答弁にもありました、自助・公助・共助の中の 共助に当たると思いますけれども、経験のある消防団員OBの方を中心に、地域団員という形で 募っていくというのはいかがでしょうか。 2点目の質問としてお伺いをいたします。

最後、3点目、消防団員の報酬といいますか、退職手当金についてですが、質問の途中ですが、 これは今、一体幾らくらいなのか、また支払い方法についてお伺いをいたします。よろしいでしょうか。(発言する者あり)

わかりました。じゃあ最後に。了解しました、済みません。

団員の中には、活動に熱心で毎回参加される方、あるいは仕事の都合、その他の都合で、籍は置いているけども、全く活動に参加できていない団員の方もおられるのではないでしょうか。 5年、10年と在籍される中で、両者の退職手当金が全く同じ条件で支払われることは公平さを 欠いているように思います。

私が消防団に在籍していた当時――旧吉井町消防団ですが、日誌というものがありまして、 そこに毎回、出席者の名前を書き込むようになっておりました。多分、今もそうだと思いますけ ども、そういったものをもとにして、出席率であるとか、貢献度に応じて、これは分団長の裁量、 あるいは団員間での話し合いということになるかもしれませんが、公平さを保つためにも支払い 額に差別化を図るということについてどう思われますか、市長の見解を伺います。

以上、3点よろしくお願いします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** ただいま消防団員の確保について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が消防団員の確保に係る取り組みについての御質問でありますが、平成24年及び昨年と、二度にわたる九州北部豪雨や、一昨年の熊本地震など、近年の大規模災害においても消防団員の果たす役割は極めて大きなものがあります。しかしながら、全国的に消防団員の数は年々減少しており、国においては、平成25年12月に公布、施行された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、第9条に消防団員への積極的な加入促進が規定されたこともあり、みずからの地域はみずから守るという意識の啓発を図るとともに、これを契機として消防団員の処遇改善を行い、大学生や女性、あるいは公務員等への消防団への加入促進に取り組んでいるところであります。

うきは市におきましても、消防団みずからが地域において行政区長等の協力も得ながら勧誘活

動を行っておりますが、団員定数520人に対して、平成28年度が517人、平成29年度が512人、本年度が516人となっており、定数を満たしてない状況であります。その要因としては、社会環境の変化や少子化により団員対象自体が少なくなってきてること、さらに被雇用化の進展に伴い、勤務地が市外であったりして協力が得られないこと等があると思われます。

このようなことを踏まえ、うきは市では消防団員の処遇改善として、火災、災害出動時の費用 弁償の支払いや、活動服及び安全靴の更新等を行っておりますし、また必要とされた場合、消防 団勧誘対象者リストの提供を消防団に行うなどの支援をいたしているところであります。

なお、行政改革委員会の答申を受け、消防団員定数も含め、増大する災害の危機から市民の生命、財産を守る立場にある消防団の組織のあり方について、総合的に検討しているところであります。

2点目が、OB団員の採用についての御質問でありますが、消防団員確保の観点から、消防OB団員の活用は1つの有効な手段であると考えておりますし、過去におきましてもOB団員の加入実績もございます。ただし、その当時のOB団員の役割や活動内容について、現役の団員との調整が課題となって、長く続かなかった経緯がございます。OB団員の活用につきましては、要望があってる地域もあり、制度の必要性は認識しておりますので、その運用について、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

3点目が、団員の報酬、退職金の一部を分団長に任せることについての御質問でありますが、 現在、消防団員の報酬は分団員の承諾を得た上で、分団から報告を受けた階級ごとの報酬額を団 員数に応じて分団の会計に振り込んでおります。退職金につきましては、在籍年数に応じた金額 を団員本人の口座へ振り込みを行っております。

なお、各分団の階級別団員数につきましては、年度末に分団から報告を受けているところであります。

団員個々人の出務状況につきましては、出動人員報告書や日誌などにより報告を受けておりますが、分団の中に著しく出務が少ない団員がいるとすれば、分団長を初め、幹部が分団全体として指導を行っていただきたいと、このように思っておりますし、仮に改善しない場合は年度ごとの更新の折に団員構成の見直しをすることも必要かと、このように思っているところであります。いずれにしましても、団員個人に支払われる報酬や退職金を本人の承諾を得ずに分団長が管理することはできないと思いますので、分団活動費や入退団については、消防団で十分検討していただきたいと、このように考えているところであります。

#### 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。

○議員(3番 佐藤 裕宣君) 2点目についてですが、消防団員の方に話を聞きますと、話はあるようだが、話ばかりで一向に進んでいないという意見もございます。それこそ災害というのは、

いつ起こるかわからないというものでございます。先ほどの話にもありました。早急な対応をお願いいたします。

それから、3点目ですが、先ほど申しました、籍は置いてあるけども活動には参加されていない団員の方、そういう人がどれくらいいるかというのは、行政のほうで把握はされておられるのでしょうか。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 市民協働推進課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 瀧内市民協働推進課長。
- **〇市民協働推進課長(瀧内 教道君)** 各分団に籍を置きながら、御指摘のように出務について著しく少ないというような方がどれくらいおられるかという御質問でございます。

具体的な数字についてはつかんではおりませんけれども、担当の中で話し合いました結果、各分団に二、三名ずついるとして、30名近くいる可能性はあるということで考えております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(3番 佐藤 裕宣君) 先ほどの質問ですが、退職金の金額と、支払い方法は振り込みということで、今、お聞きしましたので。お幾らぐらいか、お願いいたします。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 市民協働推進課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 瀧内市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長(瀧内 教道君) まず、報酬でございます。階級ごとに金額については変わってまいりますけれども、一般団員で申し上げますと、5年ごとに退職報償金については支払われておりまして、5年で20万円、それから10年以上で26万4,000円、15年以上で33万4,000円ということで、あと5年ごとにまた変わってまいります。

それから、年報酬ですけれども、これも階級ごとに違いますけれども、一般団員で年間3万8,000円でございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(3番 佐藤 裕宣君) 行政のほうでは、正確には把握できていないということでございました。大体30人ぐらいだということでございましたが、実際に活動されていない方に10万円、20万円支給するということは、これは無駄な予算を使っているということにならないでしょうか。

また、それが把握できてないとすれば、無駄な予算をどれだけ使っているのかわからないということではないでしょうか。この点について、お答えお願いいたします。

〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。

- **〇市長(髙木 典雄君)** 市民協働推進課長に答弁をさせます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 瀧内市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長(瀧内 教道君) 消防団に入団をしていて、いわゆるなかなか出務できない方、こういった方については、やはり団の中で分団長含め、指導するのがまず第一義だというふうに考えております。具体的にどの程度の出務で著しくというのか、基準を設けておりませんから、それにつきましては消防団のほうにも今後、御指摘をいただきましたので、協議を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、どうしても勤務の関係、そういった部分で年間を通して出務ができないという方がおられれば、やはり年度ごとの入退団の切りかえがございますので、そこで御本人を含めて、団の中で十分話し合っていただきながら、続けるか続けないかも含めましてお話し合いをしていただくように、今後、指導をしていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(櫛川 正男君) 佐藤議員。
- ○議員(3番 佐藤 裕宣君) 公平さを保つためにも、あと税金の無駄な使い方をしないという 観点にしましても、そういうところをきちんとお願いしたいと思います。

冒頭に申しましたように、消防団員の方々は、ときには仕事や家庭を後回しにしてまで市民の安全・安心のために活動をされています。彼ら、彼女らの心意気に報いるためにも、また安全・安心なまちづくりのためにも、早急にいろんな問題の整備を行いますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

O議長(櫛川 正男君) これで、3番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。 以上で、一般質問は終了しました。

## 日程第2. 議案質疑

〇議長(櫛川 正男君) 再開します。

日程第2、議案質疑を行います。

議案第44号小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結についてを議題とします。

説明を求めます。水資源対策室長。

**〇水資源対策室長(瀧内 英敏君)** 水資源対策室長の瀧内でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結について。

福岡県南広域水道企業団との小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定について、別紙のとおり協定を締結するため、うきは市議会基本条例第15条第3号の規定により、議会の議決を求める。平成30年6月15日提出。うきは市長髙木典雄。

5ページをお開きいただきたいと思います。

小石原川ダムに係る漁業補償費の負担についてでございますが、これは利用者が河川から取水することで漁獲量に被害を受ける漁業関係者への補償負担として支払われるものでございます。 今回、漁業組合との漁業補償費の交渉を一任しています福岡県南広域水道企業団より、各漁業組合との交渉がまとまりつつあるため、小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定書の締結の申し出がありましたので、今回、提案するものでございます。

5ページの第1条につきましてでございますが、補償費の対象についてでございます。小石原川ダムの水道用水、1日当たり5万6,160立米に係る漁業補償費についてでございます。

第2条、うきは市と福岡県南広域水道企業団との補償費の負担割合についてでございます。負担割合は、配分水量に応じて決定しますので、うきは市の負担割合は配分水量に応じた1,00 0分の102.2、パーセントに直しますと10.22%でございます。

第3条、補償費の支払いについてでございます。この3条は、補償費の支払い方法と支払い時期について定めたものでございます。小石原川ダムに係る漁業補償費の交渉については、福岡県南広域水道企業団に一任しているところでございます。現在、この漁業補償については、11漁協のうち9漁協と契約を締結いたしておりますが、残り2漁協とはまだ交渉中であるとのことで、既に漁協と契約締結し、支払いを終えた段階で、うきは市に立てかえ分を請求する方針でございます。

第4条につきましては、企業団加入時の取り扱いについてでございます。これまでの水資源対策特別委員会等において説明をさせていただいておりますとおり、福岡県南広域水道企業団に加入すれば、企業団の受水費でこの負担金を支払っていくことになりますが、加入しなければ、うきは市単独で支払うことになります。現時点で漁業補償費は既に契約を締結した分については、福岡県南広域水道企業団に立てかえていただいております。しかしながら、現時点においては、うきは市は企業団に加入しておりませんので、今回は単独で支払うこととなります。このため、第4条では、うきは市が福岡県南広域水道企業団に加入したとき、それまでうきは市が単独で負担していた分をどのように精算するかを両者で協議していくことを定めたものでございます。

それから最後に、第5条でございますが、疑義の解決方法等を両者で協議していくことを定め たものでございます。

以上、提案をいたします。

- ○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。
  これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、上野議員。
- ○議員(11番 上野 恭子君) 私は厚生文教のほうでございますので、付託になると思いますが質問させていただきます。

第5条、疑義の解決方法と書いてありますが、この疑義とはどのような意味か。これに含まれます意味ですね。それをちょっとお尋ねいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 瀧内水資源対策室長。
- ○水資源対策室長(瀧内 英敏君) あくまでも協定書を結ぶわけなんですが、協定する上で、協定書に基づいて支払いを行っていくわけなんですが、そのときにいろんな一般的に生じてくる 疑義に関することが生じた場合は、この5条によって、生じた疑義に対しては協議していきます よと。
- ○議長(櫛川 正男君) その疑義が何かということ。
- ○水資源対策室長(瀧内 英敏君) まだ、どういったことが、協定書に書いてる内容以外でも 生じた場合には、今のところ、まだ想定できてないんですが、その場合はこの第5条によって解 決していきますよということを定めてる条項でございます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 11番、上野議員。
- O議員(11番 上野 恭子君) まだ始まっておりませんけど、疑義の想定はどのようなこと を考えておられるか、ちょっと聞きたいんですが。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 現時点で疑義の想定はございません。もし仮にあるならば、条文化をして明確化しておりますので、今後、予想しないような疑義が生じたときの条文ということで御理解をいただきたいと思います。
- 〇議長(櫛川 正男君) 11番、上野議員。
- **○議員(11番 上野 恭子君)** わかりました。ありがとうございます。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。
- ○議員(6番 岩淵 和明君) 改めて、小石原川ダム関係の漁業補償についてですけれども、現在、うきは市は福岡県南広域水道企業団に加入していない状況ということになるわけで、先ほど提案にもありましたとおりであります。

そういう意味では、この間、福岡県との関係で、この漁業補償に関係することの協議がどうい

う選択肢も含めてあったのかというのがなかなか明らかにされてない状況があるのではないかな というふうに思っています。そういう意味では、今回の協定を結ぶに当たって、どのような協議 をされたのか。概要でも結構ですので、御説明いただけたらありがたいというのが1点目であり ます。

それから、今回、協定書ということでありますので、補償費の負担割合、第2条にその割合等が書かれております。ただ、第3条に補償費の支払いについてということで書いてあるわけですけれども、幾ら支払うのかというところが明確ではない。ここには協定書ですから、そこまでは書かないのかもしれませんけれども、改めてその金額等について確認をさせていただきたいというふうに思っております。

しかも、ちょっと先ほど説明にあったかと思うんですけども、うきは市は福岡県南広域水道企業団に立てかえてもらうという形になるのかなというふうに思うんですけども、福岡県南広域水道企業団そのものがどこに対して支払うのか、漁業者直接ではないだろうと思いますので、ちょっとそこをもう1回——さっき説明あったかもしれませんけども、確認させていただきたいというふうに思っております。

それから、同じく第3条で、配分水量に基づいて福岡県南広域水道企業団に水道事業を約束することになると思うんです、この協定書そのものが。そういう意味では、加入するということを前提にしながら、この水道事業を進めるという形になるかというふうに思うわけですけれども、実質的にその意味のような水道企業の予算を立ち上げるというような形になるだろうという、そういう段階であるというふうに理解しております。

しかしながら、この間、水道事業については市長のほうからも丁寧な説明をしていきたいということを述べられておりました。そういう意味では、今回の受けとめをどういうふうに理解したらいいのかということを、市民の方に対してどういうふうに説明していくのかといったところをお考えなのかをお尋ねしたい。

とりあえず3点、お願いします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 瀧内水資源対策室長。
- **〇水資源対策室長(瀧内 英敏君**) 4点ほど御質問をいただきました。

まず1点目が、県との協議はどのような経過があったかということでございますが、まず漁業補償の額を決定する上で、当然、各漁協との交渉が必要になってきます。そのときに県からの指導とかもいただきまして、うきは市では交渉はちょっと難しいからということで、県と相談しながら、県南企業団のほうに交渉については任せたほうがいいんじゃなかろうかという指導もいただきまして、議員の皆様方にもその承認をいただきまして、交渉につきましては県南企業団のほうにお願いしたというようなことで、県とはそういった協議をさせていただいておるところでご

ざいます。それ以降の補償費に関する金額につきましては、県南と各漁協との話し合いで今、進めていただいている段階でございます。

あと、金額につきましては、約1億円程度の漁業補償費の支払いになるんではなかろうかということで、今、想定をしている。1億円以上ですね、で、今、考えているところでございます。 うきは市の負担分に直しますと10.22%が負担金ということになりますので、うきは市が負担する分につきましては、約1,000万円以上、今、予定をしているところでございます。

それから、どこに支払うかということでの御質問についてでございますが、各漁協、11漁協 ございますが、そちらのほうにお支払いする。一部、交渉が終了して契約している部分について は、もう今、県南のほうが立てかえて支払っていただいていると。あと2漁協分がまだ契約もで きてませんし、交渉中ということでございます。

それと市民への周知についての御質問でございます。これにつきましては、こういった交渉が進んでますよというようなことにつきましては、今後、この上水道事業の進め方の中で、随時そういった動きがあれば何らかの形で説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 6番、岩淵議員。
- ○議員(6番 岩淵 和明君) ということは、11漁協のうち9漁協が締結をしているということ、先ほど説明もありました。そういう意味では、支払い先は直接そこになると、県南からそこになるという理解だというふうに思います。

それで、改めて最後のところで説明した、丁寧な説明の件について、改めてお尋ねしたいと思うんですけども、今回の業務協定については、水利権を設定する場合、当然、ダムの建設に係る事項として必要な内容であるというふうに理解しております。そういう意味では、ダムの供用開始が間近に迫ってる中で協定が必要になってくるということであると思いますけども、ただ、水利権だけの問題ではなくて、先ほども言いましたけども、どのように上水道事業計画を考えてるのか、先ほど言いましたように、市民への説明が改めて必要な時期でもないかと、改めて思うわけであります。そういう意味では、改めて申し上げますけれども、市民への説明をきちんとするべきではないかというふうに思います。

そういう意味では、この前のアンケートの結果にもあるように、多くの市民の方になかなか理解いただけてないところがあるかというふうに思っております。ただ、本当に困っている方への上水道提供ということも必要なことであるというふうに思ってます。

そういう意味では、まだ事業計画、整備計画について出されていないという状況の中で、従来 の計画そのものを改めて見直して、新たに提案すべきではないでしょうかというふうに思ってお ります。いずれにしても、今回の協定書締結ということは、そういう意味でも議決をする前提に もなる話でもありますので、きちんとこの辺については市政の問題だというふうに思っておりま すので、その辺について市長の答弁をできればお願いしたいと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(高木 典雄君)** ぜひ御理解いただきたいのは、小石原川ダムのユーザーとしての利水権 対応と、うきは市が行う上水道を2つ分けて考えていただきたいと思います。

議員御指摘のように、平成32年4月に小石原川ダムの運用開始が目前に迫っております。このことに関しましては、既に何度も特別委員会等々で御説明申し上げましたように、平成17年に協定を結んで、うきは市は5,740トンの正式な水の供給を受けたいという、いわゆるユーザーとしての利水者の名乗りを上げてますので、利水者としての責務を果たす必要があるということが1つです。

一方、上水道を興すためには、アンケート調査で市民の皆さんが、即、上水道に入るのは、まだ10.9%しかないと。これですと、なかなか採算的に厳しいだろうということで、こちらについて、もう少し市民の理解を得るべく、今、水資源対策室のほうが対応しております。その中の一過程として、10.9%の声なんですけど、中身を見ますと水質汚濁の問題であったり、井戸がれ等々の深刻な悩みを抱えられてる市民の方がおられる。これをアンケートだけではなくて、我々がみずから実態を調べて、将来的に上水道がどうあるべきかというのはしっかり市民の皆さんに御説明して、上水道の事業の興し方についても御相談を持っていかなくてはいけないと、このように思っております。

したがって、今回の協定書は、うきは市の上水道というよりも、もちろん将来的にはつながってくるんですが、今、目前に迫ってます小石原川ダムの供用開始の一ユーザーとしての責務としての協定ということで御理解をいただければと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 6番、岩淵議員。
- ○議員(6番 岩淵 和明君) 市長がおっしゃってる点については、十分に理解しているつもりであります。ただ、表裏一体の関係があるということも、今、市長がおっしゃったような中身だと思います。ですから、余計、改めてこの協定書の内容も含めて、きちんと市民に対してどういった形で説明するのかというのを、そこを含めないと多分理解しがたい部分があるだろうと、一般的にはですね。

そういう意味でも、うきは市の抱える人口減少の問題、それから高齢者の問題、それからきのうも質問させていただきました空き家の問題等、たくさん抱えている。それは当初計画していた時代とは、大分大きくさま変わりしている。そういう意味も含めて、どういうふうに考えておられるのかというところをきちんと市民に説明していくべきではないかなと、その点からも今回、1つのきっかけとして改めて市民に説明する、そういう必要性があるのではないかというふうに

思っております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 御指摘のとおりでございます。大きな話としては、平成32年4月から供用を開始しますと、既にユーザーとしてダム本体の元本だけで24億円の割賦償還が始まるわけでありますから、これは貴重な市民の皆さんの税金を充てることになりますので、そのことの説明責任、そして今回は協定は漁業補償のみでありますが、既に平成25年に先行的に県南水道企業団が御負担いただいております水源地域対策特別措置法による地域振興事業の負担金、あるいは水没者への生活再建支援金なんかの負担も県南水道企業団のほうで立てかえてるケースがあって、その対応の問題も出てきますので、議員御指摘のように、そういうことをひとくくりとして、しっかり市民の皆さんに御説明ができるように対処していきたいと、このように考えております。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。
- ○議員(5番 竹永 茂美君) 幾つかお尋ねしたいと思います。

過去の議会傍聴の中で多分出ていたと思うんですが、これだけのいろいろ、先ほど岩淵議員も 言われましたけれども、問題があるので、たしか途中、先ほど言いました傍聴の中で、もし撤退 した場合は損害賠償が生じますということで、それは24億円を超えるんじゃないでしょうかと いう、多分市長の発言があったと思うんですが、もし撤退した場合の損害賠償額というのが何か もう算定されてあるのであれば教えていただきたいというのが1点です。

それから2点目が、先ほど市長が地域振興金とか、ダムに水没する方々の生活支援金等々を県南企業団が立てかえてるみたいな話があったんですが、本体について24億円とか、今回の漁業補償が1億円とか、繰越金とか、いろんな話があるんですが、結局この小石原川ダムにかかわるトータルの金額がなかなかわからないので、そのことを教えていただきたいというのが2点目です。

それから、先ほども言われましたように、わずか10%程度の上水道では、この水量というのは当然余るわけですから、じゃあ県南が買ってくれるかというと、県南も余ってる状況で、結局県内で水が足りないというのは、いみじくも議案書の6ページにあります那珂川町、将来、那珂川市になることが決まりましたけども、そこではないかなというふうに思うと、例えば5,740立方メートル、1日の分をそういうほかの自治体といいますか、そういうところに転売という言葉は悪いんでしょうけども、そういうような取り組みというのはできないんだろうか。この水量を使うことは、ほぼあり得ないという前提に立ったら、何かそういうふうな方策も考えていかなければならないのじゃないかなと思います。そういうことをされることが、先ほど岩淵議員が言われた、市民への丁寧な説明なり、方針ではないかなと思いますので、以上3点お尋ねいたし

ます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 小石原川ダムへの参画については、もう既に何度も議論させていただいてますように、平成11年、12年あたりから、もう20年近く、我々の先輩たちが議論をして、将来、市民の皆さんの命に直結する水の確保について、筑後川流域の最後のダムである小石原川ダムに参画した経緯については、何度も御説明をして今日まで来ておりますので、供用開始が目前となった今日、私の頭の中に小石原川ダムのユーザーとしての撤退というのは全然考えておりませんので、そちらについてのいろんな撤退に当たっての諸条件等々については、ちょっとそういう検討をしてませんので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと、このように思っているところであります。

それから、5,740トン、確かにもう2年を切ってますので、すぐさま私どもが5,740トンを即、上水道として使うことはもう無理な状態であります。そうしますと、5,740トンがもったいないではないかという御指摘の中に、有効活用はできないかというようなお話かもしれませんが、これも過去からたびたび申し上げてますように、河川法という法律の中で、この水をそうやって転用とか、転売というのは、全然法律の中で想定されておりませんし、法律違反でもありますので、そういうことについてもなかなか厳しいんではないかと、このように思っているところであります。

それから、もろもろの諸経費について述べてくれというようなお話だったんですが、これはいかがしましょうか。もう何度も特別委員会でお話をしてる中で、かなりいろんな多岐にわたる御説明を申し上げなくてはいけない案件でございますので、またぜひ、今回新たに5名の議員さんが選出されているわけでありますが、これまでも新人議員さんのみを対象に御説明会もさせていただいてますので、またその席で、ぜひとも御説明を加えさせていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 5番、竹永議員。
- ○議員(5番 竹永 茂美君) 最後の分で、同じなんですが、前回も全員協議会だったと思います。その中で水資源対策室からということで、いろんな資料とか説明がありました。10回にわたる水資源対策特別委員会、ちょっと名前が違うかもしれませんけど、話してきたんだということだったので、私のほうから10回にわたる分の、せめてレジュメを出してくださいというお願いしましたら、水資源対策室のほうは何とかそのような方向で考えますみたいな表情で答えられようとしたら、ある課長さんがということで、結局それはもう見に来てくださいという形になってしまったんですよ。

そうすると、先ほど平成11年からと、20年間の論議があったという事実はわかるんですけ

ど、中身についてはわからないと。なおかつ、表決しなさいということは余りにも無責任であると。特に5人の議員についてはですね。それで前回1回だけの話があったんですけど、やはり資料を提供していただいて、それを自分なりに読んで、その時点で賛成か反対か保留かという選択をしなければ、資料も読んでない、説明は簡単に受けた、それでせろというのは、余りにも無責任でしかないわけです。ですから、今言われましたように、ぜひ資料提供と学習会の機会の場を設けていただきたいとお願いしたいと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 資料提供の件については、先ほど佐藤議員の一般質問もそうでございますけれども、我々が抱えてる行政文書をどのように開示していくかというのは、片や情報公開法があります。そして、片や行政サービスの観点があります。そして、もっと大事なこととして、議会活動としてどのように対応していくかという、それぞれの視点での我々が保有してる行政文書の開示の仕方というのがあって、多分そういう観点の中から、ぜひ閲覧方式でお願いできませんかという発言があったんではないかと、こう思います。

今の御指摘、初めてお聞きしましたので、もう少し所管から話を聞いて、大きな話でございま すので、適切に対処させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。
- ○議員(13番 江藤 芳光君) 本件についていろいろ文教のほうから質疑があっております。 これは総務産業委員会のほうの所管になると思いますので、基本的なことのみについてお尋ねを させて、御議論いただきたいというふうに思います。

まずは、先ほどるる質問があってますけども、市長が申し上げるとおりに、利水と水道事業と が混在してるような感じを受けております。もう1回その辺をきちっとしないと、もうごっちゃ になってしまってるような気がしますので。

それでお聞きしたいのは、まず今回は漁業補償、この協定書は前回の議会で出すはずだったんだけども、三園議員さんのほうから、この4条については、結局、県南に入る場合、加入する場合はという前提がありますんで、入れば、これはもう負担がないんじゃないかと。ということは、この協議の必要の文言は必要ないんじゃないかということで、ちょっともう1回協議をしていただいたというふうに理解をいたしております。

したがって、この点についてお尋ねしたいのは、この問題についても、利水の問題と水道事業、でも、この利水の問題も当然これも大きく変わってきますので、結局、県南水道企業団、肩がわりしてもらってますけど、それと県に対しても、これを水道事業との絡みで、いつまでの時限でこれは受任が可能なのか、これが大きくかかわってくるんです。いつまでもずるずる延ばしていく、やはりその辺を、市長としてはここだということは言えないでしょうけど、あらかじめそれ

を前提として我々は議論をしないと空論になってしまうんですよ。

だから、お聞きしたいのは、結局この問題が32年度、2年後に供用開始になる。試験湛水からですね。そうしますと24億1,000万円の償還も始まっていく。23回払い。24億1,000万円が、これは厚生労働省の2分の1の補助がある。こういう状態で2分の1の補助が得られるのかどうかという危機的なものもありますので、まずは市長の見解として、どこまでこれは県南水道が立てかえしている、県の指導もある、受任はどこまで置いていくのか、ずるずる行って、これは成立しないと思いますので、まずその辺を市長にお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(高木 典雄君)** 御指摘のように、今後の上水道事業のあり方については、スケジュール 感を持ってやることが非常に重要なことだと、このように思っております。

そういう中で今、議員御指摘の第4条の企業団加入時の取り扱いというのが、その流れであると思いますし、事、漁業補償のみならず、本体であります24億円の割賦償還も始まりますけれども、今は単独のユーザーとして割賦償還に臨もうとしてますけれども、これが県南に加入すれば、また加入時で償還のあり方が大きく変わります。そうしますと、いつ県南に加入するのか。ということは、すなわち私どもが上水道事業をどういうスケジュールを持ってやっていくのかに直結して、大きな事柄でありますので、そういう視点で今、水資源対策室のほうが事業を進めさせていただいております。

また、この場ではっきりいついつからというのはちょっと申し上げる状況になってませんが、 いろんな課題がありますので、私としては1日も早いスケジュール感を持って、市民の皆様の御 理解を得た上で上水道事業に着手したいと、このように考えているところであります。

- 〇議長(櫛川 正男君) 13番、江藤議員。
- ○議員(13番 江藤 芳光君) もう1点。これが利水の今回の小石原川ダムの供用開始に当たる負担の問題とこの事業の関係に移ります。いずれにしても、全世帯のアンケートの結果で10.9%がまず即、上水道を必要としているという数字で、るる皆さんも同様に言われています。しかし、市長はしっかり皆さんに説明しながらというものが、皆さんの議員さんの頭にあると思いますよ、新しい議員さんは別として。しかし、その行動がなかなか見えない。それが1つというふうに思います。

それから、1つの要件として、厚生労働省のほうが、いわゆる広域事業でないと認めないと、 3団体。これもなかなか難しい現状だと思います。この辺の見解も皆さんに共有して明らかにしていかないと、議論がごっちゃになってしまって、議会と執行部、この問題については大きな大変な事業ですから、そこら辺はきちっと共有してやらないと、時たまこの案件が出てくるときだけこうなるけども、時間がたつにしろ、またごっちゃになってよくわかってないというのは私も そうなんですよ。

そういうことでありますので、その辺の見解を1ついただきたいのと。

あと、市長がおっしゃいました水源地域整備計画関連の負担78億円、それから水没者への生活再建促進費の負担、約1.5億円、この協定というのはまだ発生し得ない。これ、まだあと2団体だけの関係で、これは協定を結ぶ。あとの2つの協定というのはどうなるんですか。その2点についてお尋ねをさせていただきます。

## 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。

○市長(高木 典雄君) 議員御指摘のように、今回の協定書の議案というのは、小石原川ダムに参画してるユーザーとしての責務ということと、うきは市が上水道を興すこととは全く――つながりはありますが、別だということは、もう議員御指摘のとおりでありますので、そこは明確にさせていただきますし、また市民の皆様を含めて、いろいろそういう機会があれば、そういうところはしっかり説明責任は果たしていきたいと、このように思います。

そういう中で、小石原川ダムのユーザーの責務として、今回は漁業補償だけの協定書の御議論をいただいてるんですが、そのほかに先ほど答弁させていただきましたように、水源地域対策特別措置法に基づきます水源振興事業費の負担の責務もあります。それから、水没者に対する生活再建支援への責務もあります。それぞれ今、6,200万円とか1,500万円と、大体概算でそういう御説明を加えてまいりましたが、これについては平成25年度に既に福岡県南広域水道企業団がうきは市分も含めて御負担をしていただいているところであります。

平成25年度でいきますと、もう5年前、供用開始をにらみますと、もう7年前ですから、当然そのときは32年4月までに、うきは市が県南水道企業団に加入するであろうという大前提のもとに話が進んでいたということであります。そして、そういう中で今回、漁業補償の話がもうぎりぎりに持ち上がったわけですが、やはり状況判断しますと、物理的に32年4月以前に私どもが県南水道企業団さんに加入させていただければ、これも簡単に申し上げてますが、県南水道企業団さんに加入していただくためには、いろんな手続があって、構成員の了解もとらなくてはいけない、大変な作業が必要になるんですけども、そういうことがもし可能であるならば、もう既にこういう協定を結ばないで、もう県南さんが御負担できるという状況でありますが、やはり今日現在を見たときに、32年4月までに県南水道企業団に加入できるような、うきは市のほうが上水道事業を興すような、そういう状況ではないという判断の中で、25年に御負担されたものとは内容を異にして、こういう協定書を結びましょうということになったことを御理解いただければと思います。(「最後に、質問を終わりますけど、24億の厚生労働省の2分の1の補助金についての見解を。答弁がなかったから」と呼ぶ者あり)

現在、厚生労働省から小石原川ダム建設に伴う上水道事業の補助金として、うきは市分だけで

2分の1、補助金をいただいてます。その手続は、小石原川ダム建設してる水資源機構が私どもに成りかわって厚生労働省に補助申請をして補助金を取ってるということであります。そういう前提の中で、私どもが延々と小石原川ダムの水を利用しない、上水道を興さないということになりますと、目的外使用といいますか、補助金等適正化法第17条の補助目的に反するような事案になりますので、当然これは厚生労働省からしかるべく手続の話が出てくるんではないかということは承知をしております。

私どもとしては、そのようにならないように、しっかり小石原川ダムの確保をさせていただいた水について、上水道で使用できるべく、しっかりした対応を図っていきたいと考えているところであります。

○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号うきは市文化的景観条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(井上 理恵君)** 生涯学習課長の井上と申します。よろしくお願いいたします。 10ページをお願いいたします。

議案第47号うきは市文化的景観条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させて いただきます。

条例案につきましては、11ページから13ページに記載をしております。

この条例案につきましては、国の重要文化的景観として選定に申し出るため、市の文化財として新川田篭地区を文化的景観に指定し、国の助成を活用しながら、将来にわたり棚田や農村景観の保全を図るため制定するものでございます。この条例の施行期日は、31年4月1日となるものでございます。

文化的景観条例の内容といたしましては、まず第2条に定義を記載しております。文化的景観条例は2つの条例から位置づけられております。1つ目としまして、文化財保護条例で文化財として位置づけ、市の文化的景観として選定し保護を行うものです。2つ目といたしまして、景観条例で文化的景観範囲を位置づけ、景観としての規制を図るものです。

第3条、第5条は、文化的景観保存地区を定め、計画を策定するまでの規定が記載されております。第6条は、現状から変更する場合の規制を記載しております。第7条は、文化的景観の保全をするための経費の補助を記載しております。補助金の詳細につきましては、条例が承認されました後に施行規則、国の答申がなされた後に補助規程を制定予定としております。

説明は以上でございます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、鑓水議員。

○議員(7番 鑓水 英一君) これは伝統的建築物として大変いいことですけど、平成21年から筑後川流域景観テーマ、21年、矢部川、23年に筑後川流域の景観計画、それとこれは3月かな、うきは市の景観計画が出ております。この中で、例えば景観法とか文化財保護法、それとこれに書いてある景観形成基準、これは総合的なわかりやすいマップとか、リーフレットとか、できないもんですかね。

それで、これは2019年の申請に向けての手続でしょうが、地元との関係とかはもう進んでおるんですか。とりあえずちょっとそれ、2点お願いします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 井上生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(井上 理恵君)** 景観条例におけるマップとか、リーフレットの件でございますけれども、マップやリーフレットは、済みませんができておりません。

それから、2019年の申請ということでございますが、そうではなくて、ことしの7月に国のほうに選定申し出を行う予定でございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 7番、鑓水議員。
- ○議員(7番 鑓水 英一君) マップとか、一応申請が通ってからでしょうが、これ、いただいとったですね。これ、2019年になってますね、これね。

ありますか。(「左側の2018のほうですね」と呼ぶ者あり)いや、だからですね、これ、 最終的要望集計とか、19年になってるでしょう。19年9月、10月。(「28年の左側ので すね、7月に選定申し出をして、要望というのは、答申が終わった後の、申請の要望を受ける分 でございます。現状変更の申請の要望です。2019年はですね」と呼ぶ者あり)いや、この補 助事業計画申請というのがあるでしょう。2月、1月までかな。(「補助事業としてですね、そ の、ことし選定を申し上げたほうがいいですか」と呼ぶ者あり)まあ、いいでしょう。

そしたら、付託議案で厚生文教常任委員会で慎重な十分な議論をしていただきたいと思います。 それで最後に、工作物も関係があると思います。それと地主の、きょうもらったかな、これな。 同意不明者、所有不明者とか、こういう調査のほうもちょっとお聞きしたいんですが、例えば工 作物について、ちょっとこれは話が変わりますが、昨日の地震により関西のほうの小学校の塀が 倒れました。これ、私、28年6月の議会でブロックの調査をお願いしております。そのときに 返事もらっております、調査しますということで。これは住環境建設課でしょうかね。これ、資 料があればいただきたいと思います。これ、国とか県とかより、調査の達しが来ていると思いま すので、これ、簡単な返事が出ると思います。

一応、そういうことでございますので、あとは付託の文教のほうでお願いします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 井上生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(井上 理恵君) 済みません。先ほどのスケジュールの件でございますけども、表記の仕方が悪くて申しわけありません。2018年に申請を申し出まして、答申が出るのがことしの11月でございます。答申が出ましたら、来年の2月に告示を受けまして、2019年に書いてある補助事業計画申請という分が、申しわけありません、表記の仕方が悪いんですけども、補助を受けるための分でございますので、ことし、選定を申し出て、答申が通りまして、告示を受けましたら来年度から、最初に書いてあります無料相談等で相談を受けまして、要望を集約いたしまして審議会に諮ることになります。その後に補助事業の分を来年度に、2020年に向けて申請するための内容でございます。その申請を行うために要するのが10月から1月までとなっておるものでございます。

それから、工作物の不明の分でございますけども、現在、155ございます。わかる分については、なるべくわかるようにしていきたいとは思うんですけども、登記上にもうおじいちゃんの代とか、昔の代の方が載ってる分につきましては、現在、ちょっと調査ができない部分がございます。そういう方が判明した分とか、この分も後でできないだろうかという不同意の分も、後で申請を追加で上げることはできますので、ことしの選定申し出には間に合わなくとも、後で申請することはできて、補助を受けることは可能になるということになっております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 7番、鑓水議員。
- ○議員(7番 鑓水 英一君) 今、審議会の話が出ましたが、これ、伝建地区と筑後川景観の、 私もちょっと入っておりました、平成21年から。それで、できれば全然別の方じゃなくて、内 容的に結構ダブる場面があるんです。それで、そういう審議会の委員さんの選定のほうをお願い したいと思います。これはお願いですから、いいです。

以上です。

- 〇議長(櫛川 正男君) 答弁よろしいですね。
- 〇議員(7番 鑓水 英一君) いいです。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。
- ○議員(2番 組坂 公明君) ちょっとピントがずれた質問になるかどうかわからないんですけど、この文化的景観条例というのは非常にいいことだろうと思ってるんですが、今回、新川地区、田篭地区を指定する御説明を受けたんですが、空き家等になったときやらって、当然、家も手を加えないとぼろくなってくる。そういったときに規制がかかってくるんだろうと思います、景観を損なわないように。となると、そこに住まれている方々というのは、ある程度の負担も了解をした上でこういったところをつくるんだろうと思うんですけど、それはそれでいいんですけど、これをつくることによって、今後、市として、私、吉井に住んでるんですけど、白壁のとこは伝

建地区で観光等に力を入れているんですけど、今回、この条例で新川・田篭地区が指定された場合、今後、それを活用して、どのように市として、その地区は観光なのか、そういった目的があるのかをお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 井上生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(井上 理恵君)** まず、空き家の分でございますけども、空き家になってる分に つきましても、所有者がわかる方につきましては、市外に住んであっても郵送等で同意文書とか、 説明する文書は送っております。同意をされる方については、同意書を出していただきますし、 まだわからないという方については、今後また説明をさせていただくような文書を送る手配にし ております。
- ○議長(櫛川 正男君) 違うよ。今後、今住んでて空き家になった場合はどうなるの。
- **〇生涯学習課長(井上 理恵君)** 今、住んでる方が空き家になる場合。今、住んでる方が空き家になっても、まず選定をされていれば、それは該当する形になりますけども、空き家になっても所有者は、ほかの子供さんに移ったり、どなたか所有の方はわかりますので、その時点で相談をさせていただきたいと思っております。

それから、文化的景観をどういうふうに生かせるかということでございますけども、現在も彼 岸花めぐりとか、棚田において行っている分がございます。そういうときに石積みがちょっと壊 れているとか、そういうのも今度の文化的景観に通りまして重要文化的景観となりましたら補助 が出ると思いますので、その補助を使って景観を修復していただきたい。その景観を修復したこ とによって農村風景が守られるということで、最近、農村の分とか、インスタ映えみたいなこと もありますので、それをまた観光スポットにするときにはブランドのほうとも、そういう関係も ございますので、各課とこちらも協議をいたしながら、どういうふうに観光につなげていくかと か、定住化につなげていくか、移住者をこちらに呼ぶかとかというのを話し合いながら進めてま いりたいと思っております。

- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。
- ○議員(12番 伊藤 善康君) 国の補助という話が出てますが、どのぐらいの補助がまずあるのか。それとさっき空き家のあれが出てましたが、もしも空き家、取り壊しとか、景観を損ねるなら取り壊しもできんと。それと農地とか山林ですね、それももうほったらかしでいいのか。これ受けたら、もうずっとある程度手入れをしていかなんようになるのか。そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇議長(櫛川 正男君) 井上生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(井上 理恵君)** まず1点目の補助につきましては、現在、伝建地区の補助がありますけども、この限度額の大体6割ぐらいを考えております。

それから、空き家につきましては、選定を申し出て同意された分で、選定申し出ました分につきましては、取り壊しは原則的にできないことになっておりますけども、取り壊しをしたいとか、棚田を終わりたいとか、そういう場合は、今度立ち上げます審議会のほうで審議をしていただくということになると思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 12番、伊藤議員。
- ○議員(12番 伊藤 善康君) 多分、これ、同意するときに、そのあたりの説明まできちっとして同意を求めるならいいですけど、あらまし、ざっと説明して同意をもろうた場合、もしも空き家になったら、ずっと管理せなんですね、取り壊しができんということになると。そうすると、棚田とか、そのあたりも全部労力が要るわけですよね。私は景観条例という言葉自体にだまされとっとやなかろうかと思うばってん。あとは大変ですよ。もう人口も物すごい減りよる地区でしょう。どうやっていきますか、これ。
- 〇議長(櫛川 正男君) 井上生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(井上 理恵君)** 昨年度の1月ごろから、まず自治協議会のほうに地元の説明会の開催方法についてとかを協議させていただきまして、全部で地元分が11回説明をさせていただいております。規制が厳しくなるんではないかとか、洋風の家はつくれないかとか、基準が厳しいのではないかという御意見も伺っておりますけども、片や、家の修理をしたかったので早く補助がつくようにしてほしいとか、新川をこれで守れるんじゃないかという意見もいただいております。

先ほど議員さんがおっしゃったような、このまま継続していけないんじゃないかと思ってある 方については、無理に同意をするようにこちらからお願いしてるわけではございませんし、先ほ ども言いましたように、追加で選定を申し出ることもできますので、よく考えて、お願いします というふうに説明をしているところでございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。3回目。
- ○議員(12番 伊藤 善康君) 同意がなくても、結局、地区で指定するわけでしょう。同意がなくても、その地区に入るということでしょうが。そして、ほったらかしにはできんということですね。どうもその辺がわかりませんが、私はたまさかその地区に何ももたんきいいばってんが。よう同意したなという感じを受けます。

それで説明は十分、11回ほどやったということですが、その中に先ほど言うた、ずっと守っていってもらいたいということはつけ加えとっとですか。それ入っとっとですか。ただ目先の修理とか、ちょっとリフォームしたいとかいうことで釣っとるとじゃなかですか、その辺を。

- 〇議長(櫛川 正男君) 井上生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(井上 理恵君)** まず、文化的景観をなぜ条例化するかということから説明をし

てると思っております。将来にわたって農村景観を守っていくためにこの条例をつくりたいということで説明をさせていただいておりますので、それを住民の方にも御理解いただいてると思っております。

それから、リフォームしたいというときに外観がこの条例に係ってきますので、内側はどうい うふうにリフォームされても、この条例にはひっかかってこないことになっております。

- ○議長(櫛川 正男君) ほかに。(「その辺の説明はしたわけ、全部。何というか、ずっと守っていって、そこが知りたい、守っていかないかんということ」と呼ぶ者あり)井上生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(井上 理恵君)** 将来にわたり守ってくださいということはお願いしているところでございます。ただ、それにまだ不安がある方については、無理に同意は、こちらからお願いはしておりません。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。13時15分より再開します。

午後 0 時03分休憩

## 午後1時15分再開

〇議長(櫛川 正男君) 再開します。

次に、議案第48号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、 議案第49号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例の制定については、先ほどの議案第47号と関連をいたしますので、一括して議題と します。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(井上 理恵君)** 議案書の14ページをお開きください。

議案第48号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。 議案の 朗読は省略させていただきます。

15ページをお開きください。

うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例、施行期日は平成31年4月1日となる ものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明させていただきます。 新旧対照表の6ページをお願いします。

別表中、うきは市文化的景観保存計画策定委員会を削除する。これにつきましては、議案第4 7号の文化的景観条例の制定に伴い削除するものでございます。 続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第49号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。

うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 でございます。施行期日は平成31年4月1日となるものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明させていただきます。

新旧対照表は14ページに記載をしております。別表中、文化的景観保存計画策定委員会を削除し、文化的景観保護審議会を加える。この改正につきましても、議案第47号の文化的景観条例の制定に伴い改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑のある方は議案番号を言って、質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議 案の朗読は省略します。

説明を求めます。税務課長。

**〇税務課長(山崎 秀幸君)** 税務課長の山崎でございます。

議案書の18ページです。

議案第50号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

本日、お手元に今回の改正条例の概要のほうもお配りしておりますので、こちらのほうも御参 照いただきたいと思います。それから新旧対照表では、17ページと18ページにかけてになり ます。

今回、中小企業の生産性革命を実現するため、生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に交付、6月6日から施行されました。今回の改正は、市町村が主体的に作成した導入促進基本計画に基づき行われる中小企業の生産性向上につながる先端設備等の導入を促進するため、償却資産に係る固定資産税の特例率をゼロから2分の1以下の範囲内で条例に規定する必要が生じたため、今回、市税条例の一部改正を行うものでございます。

うきは市としましては、税制面から支援することで中小企業の積極的な設備投資が促進され、 市内経済の活性化が図られるなどの効果が見込まれること、また、国からものづくり補助金等の 重点支援が受けられるということなどから総合的に判断いたしまして、中小企業の支援として必要であると判断いたしまして、特例率をゼロと規定するものでございます。

特例の適用期間は平成32年度までの3年間、国のほうでは集中投資期間ということで位置づけしておりますけども、それの3年間でございます。税収で3年間減となる分につきましては、 交付税のほうで75%の補塡がなされる予定でございます。

次に、ちょっとまた議案書のほうに戻っていただきまして、19ページの条文を見ていただき たいと思います。

第1条で、これは市税条例の附則第10条の2に26項を追加するものですが、26項に法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とするという旨の条項を追加するものでございます。

次に、第2条関係でございます。こちらは現行、償却資産の2分の1となる特例措置がございます。これを定めた地方税法附則第15条第43項の規定が平成31年4月1日に削除されますので、1条ずつ条文が繰り上がることになりまして、附則第15条の第47項から同条の第46項に繰り上がるものでございまして、先ほどの内容が変わるものではございません。それから、附則のほうで施行期日を規定しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員(6番 岩淵 和明君) 改めてお尋ねしたいと思います。総務産業委員会に付託されるだろうと思いますけれども、ちょっと確認だけさせていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

改めて、中小企業に対する支援ということになるかと思いますけども、必要なことだと思って おります。その点から幾つか質問させていただきたいと思います。

1つは、従来していた中小企業等経営強化法に基づいた、施行が2分の1ということで、この後、廃止されるということになるわけでしょうけれども、現在、それに係る企業数というのは、 うきは市でどのくらいあったのかというのをちょっとお尋ねさせていただきます。

それから、今回新たに導入促進計画ということ、ここに概要ということで出されておりますけれども、その全体の6月、今回、条例が提案されてますけども、この募集関係について、スケジュールがどうなってるかというのを教えていただきたいということです。

それから、概要のところに対象設備というふうなことで書いてあって、旧モデル比で年平均1%以上向上するというふうに書いてあるんですけども、本来は旧モデル比でというところをとったら、要するに3%じゃなかったかなというふうに思っているんですけども、その辺をちょっと

確認をしたいなと。労働生産性が年平均で3%ということになってたんじゃなかったかな。その 辺の理解の仕方について教えていただければありがたいなというふうに思います。最初に、とり あえず、それだけお願いします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 山崎税務課長。
- ○税務課長(山崎 秀幸君) 3点御質問いただきまして、2番目の分については、ブランド推進 課長のほうにお答えしていただきたいと思っております。

1番目の従前の特例措置の適用企業数がどのくらいあるのかという御質問ですが、現在までのところ、4社ほど適用されております。これは今年度いっぱいまだ対象期間がありますので、まだふえるかもしれませんけども、今現在では4社となっております。

それから、3点目の御質問の対象設備のところに旧モデル比で年平均1%以上と、その上のほうにも労働生産性で3%以上向上ということで、その確認という意味の御質問だったと思います。下のほうの旧モデル比で年平均1%以上の関係につきましては、これは機械そのものの性能で、これは具体的には工業会のほうが何か証明を出すということでございますので、そちらのほうで判断することになるかと思います。それから、労働生産性のほうにつきましては、こちらは市町村のほうで、具体的にはブランド推進課のほうが窓口になるかと思いますが、そこで設備と全体の計画を総合的に判断しての3%ということで承知しているところでございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 樋口うきはブランド推進課長。
- ○うきはブランド推進課長(樋口 一郎君) 2つ目に御質問のございましたスケジュール関係についてでございますが、この条例改正を承認、もしいただいた場合としまして、今、うちのブランド推進課の企業立地係のほうで、今後、窓口になる方向で考えております。条例をもし承認いただきました場合、中小企業さんに応募いただけますように、実は今、導入促進基本計画の案を作成しておりまして、経済産業大臣の同意をもらうべく、九州経済産業局に対して事前の照会を行っているところでございます。もちろん条例の承認が前提となるわけですが、承認が得られ次第、速やかにホームページ等による周知を行いまして、また商工会等を通じまして企業さんに広く周知を行っていきまして、認定に向けた作業に入らせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(櫛川 正男君) 6番、岩淵議員。
- ○議員(6番 岩淵 和明君) ありがとうございます。

そこでちょっと確認ですけれども、今回、年平均3%以上ということになるわけですけども、 3%に達しない場合は、さかのぼって、例えば固定資産税支払うのかどうか、ちょっと、うきは 市の設備投資、今現在4社されてるということですけれども、その辺の動きとの関係もあるかと 思います。これを、基本的には全産業を対象にということになるかと思うんです。そういう意味では、厳しい経済状況の中で、このことが本当に達成できるのかどうかといったところがちょっと疑問だったので、もし最悪の場合、それを達成しなかった場合、どうなるのかなというのが気になったので確認させていただこうと思います。

それから、今申し上げましたけども、全産業を対象ということになるわけですけども、今、特例措置を受けているところが優先的に付与されるというふうになってるかと思うんですけれども、そういう意味では審査、認定について、先ほど企業立地係ということになるかと思うんですけども、審査はどのようにされるのか、改めて。それと募集関係はどういうふうにしていくのか、現状4社ですけど、全産業ですので、一応ここに書かれてる対象者といったところにあると思いますけども、対象となるところがどういうふうに想定されてるのかをお尋ねしたいなというふうに思っております。

それから、今回、3年の計画ということになるので、計画の内容については議会には報告されないということになるかなというふうに思うんですけれども、一般的にはホームページに多分案内をされると思うので確認はしていきたいというふうに思うんですけども。今回、旧企業等経営強化法との関係で継続的に――中身はちょっと変わってくるんでしょうけども、対応してきてると。これがさっき提案されたときに、集中投資期間ということで3年ということになってるわけですけども、実はこれ以降も続く可能性があるような気がするわけです。そうすると、企業数の少ないうきは市の財政事情、これについて、どう見ておられるのか。年間でたしか7,000万円程度とかというふうに何か聞いたような気がするんですけども、数字が間違ってたら御指摘いただければ結構だと思いますけども、その辺について、今後の見通しについて、本当に3年間だけなのか。確かに国の交付金が75%交付されるということになるかと思うんですけども、そういう意味で、うきは市の厳しい財政状況をどう見ておられるのかというところを改めてお伺いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(櫛川 正男君) 山崎税務課長。
- ○税務課長(山崎 秀幸君) 3点御質問をいただきまして、最初にこの3%の、これは前の分の。 今回の分ですか。(「今回の分」と呼ぶ者あり)

まず、税の免除というか、特例でゼロにするという部分の申告は、これは償却資産の申告になりますので、例年1月に申告をしていただいております。今回の分も最短でも平成31年度からの適用となります。そのときに先ほどの旧モデル比1%以上という工業会の証明書と、あと市の認定を受けた証明書をつけていただいて、その分でうちのほうで判断して減免なりをしていきますので、さかのぼって何とかというのは通常はあり得ないことかなと思っております。

それから、2点目はブランドのほうでお答えしていただきたいと思います。

3点目の今後の見通し関係になるかと思います。この分は、説明でもちょっと言いましたように、税収が当初3年間は固定資産税、償却資産の分がゼロになりますので、当然、減収になります。その分の4分の3相当は交付税のほうで措置されるということで、逆に言えば、4年目以降は、今度は税収が入ってくるわけです。固定資産税の税収がふえてくるようになります。結果、中長期的に見れば、税収的にはふえていくものと考えております。設備が新しくなってくると、当然、評価額が上がってきますので、3年間を軽減しても4年目以降で税収的には増収につながっていくものということで考えているところでございます。

ちなみに、先ほどちょっと4社の分で、現在は2分の1の特例でございますけども、これの減収が約30万円ほど見込んでいるところです。投資額としては7,800万円ほどございまして、実質、交付税措置を受けた後の減収としては30万円程度を見込んでおります。

そういったことで、今回、特例がゼロになりますので中小企業者にとってはもう非常に魅力的な部分になるかと思いますので、投資額については今よりもふえてくるんじゃないかなと思っておりますけども、大きく税収が落ち込むというようなことはないと考えております。

- 〇議長(櫛川 正男君) 樋口うきはブランド推進課長。
- **○うきはブランド推進課長(樋口 一郎君)** 議員から2番目に御質問のありました中小企業等から申請があります先端設備等導入計画に関する受付方法並びに審査方法でございますが、今のところ当課で――当然3カ年の間にはなるんですが、随時受付ということでホームページ上で周知をしていきたいというふうに思っております。

また、審査方法につきましては、先般、経済産業省の説明会もございましたが、中小企業者の 方々にできるだけ、当然、適切な計画であることを審査する必要はありますが、時間をかけずに 認定を行いたいというふうに考えておりまして、また、工業会証明書というものを、今までの2 分の1の減免のときと同じく添付をしていただくことが条件になっておりますので、そちらのほ うと、あと3カ年から5カ年の3%、自社の中で生産性が向上するという、ある程度具体的なと いうか、定量的な計画で審査できるものと考えておりますので、課の内部で審査をしたいという ふうに考えております。

以上です。

- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。
- ○議員(13番 江藤 芳光君) お願いと質疑と。

まずは、わずかな税条例の一部改正条例案です。それで、結果的には理解できたんですけど、 5月1日の臨時議会での専決処分、その中に結果としてわかりました。例規集を見ようが、ネットでうきは市の例規集を見るけど、この附則第10条の2というのが、附則第15条第46項、 第47項がどこ探しても出てこない。

お願いというのが、私たちがそこまでこれをきちっと見るということが大事なんだけど、5月1日に専決処分した中にこれが潜んでるとちょっと思わずに、例規集頼りになったんですよ。ただ、それが全く出てこない。だから、解読しようがないということですから、その辺のサービスには努めていただきたいと。5月1日の専決処分をした中にこの附則の関係の改正はありますよというぐらいのことを全協の中でもきちっと言っていただいたんだろうと思うけども、その認識が全くありませんでした。ようやく事務局に確認をしてから、この答えが出てきましたということを申し上げておきますので、今後、サービスにひとつ努めていただきたいというふうに思います。もともと税条例を解読するなんていうのは、なかなかこれは容易でありませんから、その辺はひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これはもう総務産業のほうに付託されますが、基本的なことをせっかくの機会です からお尋ねをさせていただきます。

さっき岩淵議員のほうからの質疑でありまして、現にこの制度が3年間、2分の1でこの事業が今年度いっぱいありますですよね。1年間2分の1の分がダブってる。今のところ4社で、これの効果として7,000万円からの、交付税措置は別にして、数字が出てきているということでしたですよね、答弁で。ということは、資本金が1億円以下の法人、それから従業員が1,000人以下といったら、もう相当の数がうきは市でもあろうというふうに思いますので、まずその辺の効果の見込みを、もう粗の概算で結構ですから、どのくらい見込んでいるということなのかを、前の3年間の2分の1の現行制度が4社だけというのがちょっとわかりませんけど、それに類推して考えると、もうそんなに効果をもたらせるような制度とも思えないんですけど、やっぱりこれだけの償却資産の、そうですね、1.4%の固定資産が免除できるというわけでありますから。聞きたかったのが、うきは市全体で大方どのくらいの、3年間の現制度に対比して見込んでいるのか、そして、これをどのようにして当該企業に、数多いであろうと思いますけど、周知をどうしようとしているのか。これは経産省のアンケートあたりの説明文にありますけど、その辺をまずどう見てあるのかを、推計で結構ですからお願いをしたいというふうに思います。まず、その件についてお願いいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 山崎税務課長。
- ○税務課長(山崎 秀幸君) 冒頭の専決処分の件につきましては、ちょっと期間が短くて、おっしゃるように、こちらのほうも配慮が足りませんでしたので、今後、そういった部分については考えていきたいと思います。

それから、周知関係等につきましては、ブランド推進課長のほうから答弁お願いします。

**〇議長(櫛川 正男君)** 樋口うきはブランド推進課長。

**〇うきはブランド推進課長(樋口 一郎君)** まず、議員おっしゃいました資本金1億円以下の法人または1,000人以下の個人事業主ということでございますが、今、これも税務課さんと一緒に調べたというか、想定でございますが、平成29年度の税務課さんの数字によると、市民税を1億円以下支払われてるところというのが669社分の617社ということで、617社あるというふうに聞いております。

また、その中から償却資産申告をされてるのが872社ですが、免税点以上というのが414 社ということでございまして、おおよそその414社ぐらいがその対象になってこようかなとい うふうには考えております。また、ちょっと税務課から補足があったら、後でお願いできればと 思います。

あとは、その周知方法でございますが、実は先般の全員協議会でも御説明差し上げたところですが、まだこの条例が成立したと仮定してという前置きをした上ででございますが、ことしの3月29日に商工会の会員850会員にこの件の周知を行いまして、先ほどものづくり補助金という言葉もありましたが、もしゼロになりましたら、ものづくり補助金の応募企業にも加点があるというふうになってるわけでございますが、そういったものづくり補助金の説明会の中で、この制度について幅広く周知を行ったところでございます。その結果、商工会のほうからは、少なくとも商工会が把握してる限りですが、市内の6社がものづくり補助金の第1回の応募に応募したというふうに聞いてございます。そういったところで、今、周知を行っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(櫛川 正男君) 山崎税務課長。
- ○税務課長(山崎 秀幸君) 済みません。先ほどちょっと漏らしておりました。

効果の見込みということですよね。現在の2分の1の特例の分が、先ほど答弁しましたように4社で、投資額としては7,800万円ほどの投資があってるところでございます。どのくらい見込めるのかというのがなかなか難しいんですけども、現状よりかは、先ほどブランド推進課長も言いましたように、企業数も若干ふえてるようでございますので、1億円以上はということでちょっと考えてはいるところでございます。まだ未知数でございますので、済みません。

- 〇議長(櫛川 正男君) 13番、江藤議員。
- 〇議員(13番 江藤 芳光君) 最後に1点だけ、企画財政課長にお尋ねをいたします。

この75%の交付税措置、これはもう概算的に、例えば今、答弁があるような中でなかなか数字的には言えませんが、交付税措置という制度の中で、こういうものが全て交付税措置ということで締めくくられた内容が多分にございますが、これを概念的に考えた場合に、数字上は例えば償却資産税のゼロパーセントに対するものに対して75%が交付税措置されるということに対す

る、うきは市のほうにその損失分がどれだけの割合返ってくるという試算が成り立ちますか。今、 質問して、概念的に。答えだけでも結構です。感覚的にちょっとお聞きしておきたいと思いまし て。満額ということでは当然ないでしょうから。

- 〇議長(櫛川 正男君) 中野企画財政課長。
- ○企画財政課長(中野昭一郎君) 的確なお答えになるか自信がないんですけども、とにかくこの生産性革命によって、うきは市がこの制度を利用して減収になる分の75%は交付税の形でうきは市に入ってくるような形になるというふうに思っております。その上で、国のほうも地方自治体のほうにこういった制度を活用するような方策がとられておるものだというふうに思っております。

以上です。(「わからんですよ。わからんから、わからんように聞いてるんだけど。とどめて おきましょう、また。何かちょっとその辺をですね。うきは市に損失がないということに近いの かどうかですよね。何かあそうですかというような答えがありませんか」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(櫛川 正男君) 中野企画財政課長。
- **○企画財政課長(中野昭一郎君)** 普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた残りが普通交付税として交付をされます。その基準財政収入額に減収になった分がカウントされませんので、その分は確実に交付税がプラスされてくるということになろうかと思っております。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長(梶原 康宏君) 福祉事務所長、梶原でございます。

議案書22ページをお願いいたします。

議案第52号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

23ページをお開きください。

新旧対照表につきましては、20ページとなります。平成30年4月1日施行されました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、放課後児童支援員に関する基準を見直すための改正であります。

改正の趣旨でございますが、第1に学校教育法の規定によりまして、学校の教諭となる資格を

有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定されているところ、教員免許証の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許証を取得した者を対象とするためであります。具体的には、改正前は学校教諭の免許証を有することとされておりましたが、改正後はこれに加えまして、養護教諭、栄養教諭等の免許証を有する者も対象となります。

なお、教員免許更新制の導入によりまして、かつて教員免許を取得しましたが、免許自体は更 新を受けておらず失効しているものについても、当然、対象となります。

第2に、放課後児童支援員の資格要件の拡大についてであります。これは平成29年12月26日に閣議決定されました平成29年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、放課後児童支援員の基礎資格等につきまして、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとされたものを受けてのものであります。

地方分権提案募集で、放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないために 放課後児童支援員になれない方がいらっしゃるため、放課後児童支援員の資格要件を拡大すべき ではないかとの提案を受けてのことでございます。

以上、説明を終わります。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(櫛川 正男君)** それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号平成30年度うきは市一般会計補正予算(第1号)を議題とします。予算 案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑 に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

- 〇議長(櫛川 正男君) 中野企画財政課長。
- **○企画財政課長(中野昭一郎君)** それでは、平成30年度補正予算書、1ページをお開き願います。

議案第43号平成30年度うきは市一般会計補正予算(第1号)。

平成30年度うきは市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,988万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億4,365万 3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。平成30年6月15日提出。 うきは市長髙木典雄。

続きまして、5ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為」でございます。小石原川ダム漁業補償費負担金につきまして、平成30年度から平成31年度まで、当該協定書に基づく漁業補償費負担金相当額を限度額とするものでございます。今議会におきまして、小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結を議案として上程しております。協定書の締結に伴いまして、将来における支出の義務が生じることになるため、債務負担行為を設定するものになります。

なお、その額は漁協との交渉を経て金額が確定することから、漁業補償費負担金相当額と表記をするものでございます。

以上です。

〇議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。企画財政課長。

○企画財政課長(中野昭一郎君) それでは、16ページをお開き願います。

2款1項7目財調整基金費1,000万円の増額補正になります。髙山敏枝元市議から 1,000万円の寄附を頂戴しております。これを全額地域振興基金に積み立てるものでござい ます。

**〇うきはブランド推進課長(樋口 一郎君)** 8目企画費でございます。補正額100万円でございます。報償費、講師謝礼39万円、旅費24万2,000円、需用費、消耗品費等4万8,000円、委託料32万円、印刷物等作成費用でございます。

こちらは今年度、国土交通省から募集がございました地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業というものに5月9日応募を行っておりまして、6月4日付で内定の採択通知をいただいておるものでございます。補助額としましては、10分の10補助の100万円の補助でございます。こちらは当初予算のほうで進めておりますまちなみ再生コーディネーター派遣事業と対をなす事業ということで、簡単に御説明しますと、久留米工業大学さんの学生を活用しまして、地域の空き家活用プランを作成しまして、最終的にそういったプランを市内住民、事業者等も含めたところでプレゼンを行うようなソフト事業でございます。

以上です。

- ○市民協働推進課長(瀧内 教道君) 14目地域コミュニティ推進費、19節負担金、補助及び交付金でございます。250万円の増額補正です。一般財団法人自治総合センターが行います、宝くじの社会貢献広報事業に江南自治協議会から申請をしておりましたが、補助上限額250万円が認められましたので補助金を交付するために予算化をするものでございます。
- ○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。
  質疑を行います。質疑はありませんか。11番、上野議員。
- ○議員(11番 上野 恭子君) お尋ねします。

このたび、髙山元議員から振興基金ということで寄附をいただいているということで、これが 髙山基金になるかどうかはわかりませんが、こういう振興基金というのは幾つかございますので しょうか。種類別といいますか、種類がいろいろあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 中野企画財政務課長。
- ○企画財政課長(中野昭一郎君) 基金についてはさまざまな基金がございますが、また後でごらんいただきたいんですけど、成果表の21ページのほうに積立金の状況ということで明細が出ております。財政調整基金、減債基金のほかに、その他の目的基金として14の基金が一般会計のほうにございます。

今回は髙山元市議のほうから、子供たちのための芸術文化活動の振興に活用してほしいという 意志をいただいておりますので、これにあわせたところで地域振興基金のほうに積み立てさせて いただいたというところでございます。

- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。
- ○議員(6番 岩淵 和明君) 1点だけお尋ねします。

14目の江南自治協のコミュニティ助成事業。事業内容がわかってたら教えていただきたいと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 瀧内市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長(瀧内 教道君) 江南地区の補助金の事業内容でございますが、江南自治協、 さらには江南地区の各行政区のほうから取りまとめを行っております。いろいろとございますが、 主だったものといたしましては、机、椅子、それから音響機器が多いようでございます。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。 次に、2款5項統計調査費の説明を求めます。企画財政課長。
- ○企画財政課長(中野昭一郎君) 17ページでございます。2款5項1目統計調査総務費3,000円の増額補正になります。歳入、県委託金に国勢調査

費委託金として、同額の3,000円を計上しております。平成32年度に実施をされます国勢 調査の準備委託金として内示を受けましたが、当初予算ではこれに充てるべき歳出予算の計上が ありませんでしたので、大変少額ではありますが、今回、補正を行うものでございます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで2款5項の質疑を終わります。 次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長(梶原 康宏君) 18ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費、13節委託料232万2,000円の増額補正でございます。 生活保護の適正な運営を確保するため、平成30年10月より生活保護基準の段階的見直しに伴いまして、生活保護扶助基準のシステム改修が必要となったための増額補正でございます。

〇議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。 次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。
- **〇うきはブランド推進課長(樋口 一郎君)** 3目観光費ということで、500万円の補正額を計上しております。こちらは5月11日の全員協議会でも触れさせていただきましたが、「関係人口」創出事業といいます総務省のモデル事業の分の予算でございます。

東京アンテナショップ及び市の既存ネットワークを活用し、関東圏、福岡都市圏にうきはファン層を構築し、デュアルライフ推進とうきはの魅力発信による関係人口増加を図るものでございます。こちらは500万円分の10分の10補助になっております。

主な費目としましては、窓口人材を雇用するための嘱託職員賃金、セミナー等を実施する場合の講師の謝礼、東京アンテナショップへの上京旅費、あとはチラシ等を作成するための印刷製本費、一部イベント等の委託、あるいは関係人口となっていただくような企業を調査するための委託料を計上しているものでございます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。 次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。 ○学校教育課長(権藤 精二君) 20ページでございます。

10款3項中学校費、2目教育振興費33万6,000円の増額でございます。こちらは8節の報償費、部活動指導員報償費でございます。

こちらにつきましては、これまで県の単独事業として実施されていた中・高等学校運動部活動 活性化プロジェクト事業がことしの6月で終了し、7月より新規の福岡県部活動指導員配置事業 が始まります。費用負担の配分は、国県市それぞれ3分の1ずつの負担でございます。

この事業の目的は、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する指導員を配置することにより、学校による部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減に資するとしております。部活動指導員は各中学校に1名ずつ配置されます。配置時期は平成30年7月から、配置者数及び回数は各中学校1名、年間35日です。配置日は原則、土日、祝日、長期休業日となっております。報酬は1日3時間以上で4,800円の日額です。

今回の部活動指導員は、生徒の試合引率も可能とされております。この部活動指導員は、年2 回の県教育委員会の研修受講が必須とされております。この事業を活用することで教職員の長時 間勤務削減の一助になると考えております。

以上で説明を終わります。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

- ○議員(12番 伊藤 善康君) 今の説明を聞いてますと、これ、決まった部活ということじゃないんですよね、指導は。全般を見るということですか。
- 〇議長(櫛川 正男君) 権藤学校教育課長。
- **〇学校教育課長(権藤 精二君)** 各中学校に1名ずつの配置となっておりますので、各中学校がこの部活動に置いてほしいというところをそれぞれ1名ずつ決めまして、その方にそのクラブを対応してもらうことになります。クラブは限定となります。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。 次に、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政 課長。

○企画財政課長(中野昭一郎君) 21ページになります。

14款1項1目予備費127万3,000円の減額補正です。歳入歳出補正額の調整によるものです。

次に、歳入になります。11ページをお開き願います。

14款2項1目1節地方対策調査費交付金500万円でございます。これは歳出予算7款1項3目観光費で計上いたしました500万円に対する同額の補助になってまいります。同じく2目3節生活保護適正実施推進事業費補助金116万1,000円、歳出予算3款3項1目で計上しました生活保護システム改修委託料に対する国の2分の1の補助になります。

次に、12ページです。

15款2項8目1節福岡県部活動指導員配置事業費補助金22万4,000円、歳出予算10 款3項2目で計上しました部活動指導員報償費に対する県の3分の2の補助になります。

次に、13ページになります。

15款3項1目5節国勢調査費委託金3,000円、歳出予算は2款5項1目統計調査総務費で計上しました費用に対する同額の補助になります。

次に、14ページです。

17款1項2目2節教育費寄附金1,000万円、髙山敏枝元市議からの寄附金でございます。 次に、15ページ、20款5項1目1節コミュニティ助成事業助成金250万円、歳出予算2 款1項14目で計上しました助成金に対して、一般財団法人自治総合センターから同額の助成を 受けるものになります。同じく地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業支援金1 00万円、こちらは歳出予算2款1項8目企画費で計上しました費用に対して国土交通省が行う 委託事業の中で同額の助成を受けるものになります。

以上でございます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。 以上で議案第43号の質疑を終わります。

## 日程第3. 議案の委員会付託

○議長(櫛川 正男君) 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の 常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり付託することに決しました。

- **〇議長(櫛川 正男君)** 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。
- **〇事務局長(石井 良忠君)** 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時12分散会